

第293回入札監理小委員会 議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

第 2 9 3 回入札監理小委員会

議事次第

日 時：平成25年11月 8 日（金） 15:05～18:01

場 所：永田町合同庁舎 1 階 第 1 共用会議室

1. 実施要項（案）の審議

○矯正情報ネットワークシステムの運用管理業務（法務省）

○電子海図システム管理装置ほか一式借入保守（国土交通省）

2. 事業評価（案）の審議

○国際協力人材センター運営及びPARTNERシステム再構築・運用保守業務（独立行政法人国際協力機構）

3. 実施要項（案）の審議

○財務局の未利用国有地の管理等業務（財務省）

○財務局の普通財産の管理処分等業務（財務省）

4. （独）都市再生機構の賃貸住宅入居者募集業務の契約変更について

（独立行政法人都市再生機構）

5. その他

<出席者>

（委 員）

石堂主査、井熊副主査、関根専門委員、早津専門委員、大山専門委員、小尾専門委員

（法務省）

矯正局 岡本調査官、歳弘専門官、那須事務官

（国土交通省）

海上保安庁 海洋情報部 航海情報課 矢吹課長、中林課長補佐、村上海図編集官、内藤海図編集官付、石田計画係長 企画課 吉田調整係員

（独立行政法人国際協力機構）

国際協力人材部 多田次長、国際協力人材センター課 田村課長、宮川職員

(財務省)

理財局 国有財産業務課 永井調査官、糸井課長補佐、福田係長

(独立行政法人都市再生機構)

住宅経営部 営業推進チーム 白須チームリーダー、岩田主幹、松本主査

(事務局)

後藤参事官、金子参事官

○石堂主査 それでは、ただいまから、「第293回入札監理小委員会」を開催いたします。

本日は、案件も多うございまして、まず、法務省の「矯正情報ネットワークシステムの運用管理業務」の実施要項（案）、2番目に国土交通省の「電子海図システム管理装置ほか一式借入保守」の実施要項（案）、3番目に独立行政法人国際協力機構の「国際協力人材センター運営及びPARTNERシステム再構築・運用保守業務」の事業評価（案）、4番目に財務省の「財務局の未利用国有地の管理等業務」の実施要項（案）、5番目に財務省の「財務局の普通財産の管理処分等業務」の実施要項（案）、最後、6番目に独立行政法人都市再生機構の「賃貸住宅入居者募集業務」の契約変更についての審議をいたします。

最初に、法務省の「矯正情報ネットワークシステムの運用管理業務」の実施要項（案）についての審議を始めたいと思います。

実施要項（案）について、法務省矯正局、岡本調査官より御説明をお願いしたいと思います。

案件が詰まっていることもございまして、説明は、15分程度でお願いしたいと思います。

よろしく申し上げます。

○岡本調査官 法務省矯正局の岡本と申します。よろしく申し上げます。

「矯正情報ネットワークシステムの運用管理業務」については、公サ法の対象業務として、民間競争入札を実施しております。平成24年、25年度の2年間の契約を現在、運用しているところです。次回、平成26年度の運用管理業務の調達の実施に当たって御用意させていただきました、民間競争入札実施要項を本日、本委員会で審議いただきたいと思っています。

ちなみに、26年度の運用管理業務に係る調達については、平成27年度に、全国300カ所の矯正施設等に分散配置されておりますサーバーを、東西のバックアップセンターに集約する新しいシステムの導入が予定されております。そのことから、本年5月の本委員会で審議いただきましたとおり、26年度の調達に当たっては、単年度の契約を行う予定になっております。

少しだけ同ネットワークシステムについて説明させていただきます。

全国300カ所の矯正施設等を閉鎖的なネットワーク回線で結んだシステムでありまして、被収容者の情報の共有や、グループウェアによる業務情報の共有のために利用されているものです。また、本システムの運用管理業務については、外部委託による専属の技術者を東西2カ所のバックアップセンターに常駐させて本システムの監視、災害に備えたデータバックアップ、業務システムのヘルプデスク等の業務を行っております。

審議していただく民間競争入札の実施要項については、本年5月に実施されました本委員会において審議された評価結果、さらには本年10月16日から29日まで実施しましたパブリックコメントの意見募集結果を踏まえた修正を行ったものです。

少しだけ運用管理業務の実施要項を現在の内容から変更した点、修正した点について説明させていただきます。

実施要項あるいは別冊仕様書（案）の中で特に秘密を適正に取り扱うための措置、機密保持、情報セキュリティ、著作権、再委託については、法務省における情報セキュリティ関係規程との整合性等を勘案して修正しているところですが、これは要件を追加等したものではありません。これまでの実施要項等の記載内容をより詳細かつ具体的な記載内容にしたものです。そういった修正になっております。

また、10月に行いましたパブリックコメントの意見が全部で8件ありましたが、このうちの3件については、別冊の仕様書（案）の中に反映させております。主として、業務責任を明確化する観点から、運用業務の範囲を修正したものです。

また、バックアップセンターの運用管理業務の対象業務については、現行の運用状況等を勘案して、仕様書（案）の業務内容を見直して、実施されていない業務の削除や、今後必要とされる業務の一部を追加させております。修正、変更になった点のポイントは以上ですが、別途変更内容等について担当から説明させていただきます。

○歳弘専門官 法務省矯正局の歳弘と申します。

私のほうから、修正ポイントの詳細について御説明させていただきます。

皆様にお配りしております、実施要項（案）のページに沿って、修正した主なポイントについて説明させていただきます。

もともとこれは23年度につくられた実施要項を修正したものになりますので、経年の変化であるとか、あるいは誤記修正についての説明は省略させていただきますので、御容赦願います。

それでは、実施要項（案）の4ページをご覧ください。

4ページ、2（2）ウ（ケ）のところですが、ここは「セキュリティ関係システムの正常稼働確認並びにシステム運用に係るデータの取得、集計及び運用に係る業務」が削られておりますが、これにつきましては、仕様書と比較したところ、当初から仕様書にも明記されていなかったものが実施要項に載っていたことが判明しましたので、ここは削除させていただいております。

続きまして、8ページ、5（2）のア「入札書類」の中の「入札書」の部分でございしますが、「消費税率が改正された場合は、その税率に相当する金額を記載すること」と追記されておりますが、ここは事務局からの指摘もございまして、消費税引き上げにも対応できる形で修正させていただいております。

続けて、実施要項の11ページ以降の部分ですが、これは岡本調査官からも御説明がございましたが、「秘密を適正に取り扱うために必要な措置」。ここは11ページから13ページまでございまして、引き続き、17ページにも著作権に関する部分の記載がございしますが、ここにつきましては、大分修正させていただいておりますが、当省の情報セキュリティ関係規程等がございしますが、そこに必要な要件を定めて、仕様書を作成すると定められている部分でございましたので、そのところを反映させている内容でございまして、量が多いところもございまして、詳細な部分については省略させていただきたいと思っております。

続きまして、19ページ、ここは年度の変化で大分修正している部分が多い、情報の開示の部分でございますけれども、特に「ヘルプサポート件数が増加している」というところを追記させていただいています。下のほうになってございます。数については、別紙2の資料にも記載しておりますが、22年度に約4,500件あったヘルプデスクの問い合わせ件数が23年度につきましては約5,800件、24年度については5,300件とかなり増加している状況になってございます。

続きまして、21ページ、「従来の実施方法等」の中の「情報セキュリティ対策基準（抜粋）」の部分がございますが、こちらにつきましても、法務省の情報セキュリティ関係規程が改正された関係がございます、この部分については全て刷新する形になってございます。外部委託するときの基準となっております。

続きまして、30ページ、実施要項の別紙の部分の業務フローと業務区分の部分でございます。別紙4-4に当たるところのちょうど真ん中あたりに赤くしているところがあるのですが、「証跡収集システムの運用・管理」というところがございましたが、証跡収集システムにつきましては、ハードとソフトの保守契約を別途締結して、運用管理は当省で行うことに途中で変更になったところがございましたので、これについては、今回のバックアップセンターの運用管理業務の範囲から外れることとなりますので、ここは赤字で書いておりますけれども、削除する予定にしております。

実施要項（案）の部分については以上でございます、引き続き、仕様書（案）の部分の変更点について御説明いたします。

別冊の仕様書（案）、2ページ、2（3）施設内LANで稼働中の業務システムに関する部分でございますが、これはパブリックコメントで意見が出された部分でございますが、運用管理業務の範囲について、施設内LANで稼働している業務システムは、別添4「業務システム一覧」ということで、一覧にしておるところを運用管理していただくことになっているのですけれども、その部分の記載がないということで、業務責任が明確ではないという意見がありましたので、（3）の後段になりますが、「別添4『業務システム一覧』に記載のないものは本対象業務外とする」を追加させていただいております。

引き続きまして、5ページ、4（2）「派遣人員」と記載していた部分でございますが、こちらについてもパブリックコメントの意見の中で、業務委託契約として人数の指定はそぐわないという意見がございましたが、そもそもこの対象業務に2名ずつ置くというところがございますが、ここについては、新たな業務委託契約によってシステムエンジニア等を派遣するという趣旨ではなくて、業務に必要な人員を常駐させる必要がある部分ということで、記載内容に誤解を生じさせないようにということで、「派遣人員」と書いていた項目を「作業体制」と直してございまして、システムエンジニアを常駐させる。そして、対象業務を実施させるという形で修正させていただいております。

同じページの下のほうになりますが、4（4）のエ、これもパブリックコメントで御指摘があった部分で、「履行に関する要求」の中で「契約業者の責任において、実施すること」

としていたところがございますが、ここについても業務責任の明確化をはっきりさせたほうが良いという御意見がありまして、そのこの部分は「契約業者の責任と負担において、実施すること」を追記させていただいております。

引き続きまして、6ページの部分ですが、4(4)のコに当たる部分でございます。ここにつきましては「業務システムの新規整備及びバージョンアップ時には、円滑な導入を図るため、システムの開発業者に協力すること」ということで、ここは追記されている形になってございますが、これはもともと従前の仕様書では「その他」という項目の中に含まれていたのですけれども、履行に関する要件に含まれる内容だと判断しましたので、この部分に移動させたというところになってございますので、新規に入れたということではございません。

続きまして、6ページの下、著作権に関する部分、8ページから9ページ、10ページまでに至る部分につきましては、先ほどの実施要項(案)でも御説明させていただきましたが、機密保持とかセキュリティに関する部分について、ここは実施要項に書かれている部分と整合がとれる形で同じく修正をさせていただいております。

対象業務内容の部分の修正でございますが、14ページ、対象業務内容のうち、業務システム用データベースの運用及び保守・管理業務の部分がございますが、随時実施する部分につきましては、蓄積データに関する照会対応も運用管理業務の中の1つとしているのですけれども、その中に当省で使用している業務ソフトウェアの被收容者データ管理システムがございますが、そのデータ管理システム上で管理している番号は受刑者それぞれにつけている番号ですけれども、同一の受刑者に複数の番号がついているといったところが最近見つかっていることもあって、こういった業務もきちっと明記して、照会対応させるというところで、ここを追記する形にさせていただいております。

続けて、次の15ページ、グループウェア及びドメインコントローラの運用及び保守・管理業務の部分の修正でございます。

ここにつきましては、1つは、もともと随時の項目に入っておりましたユーザー情報管理といった項目については「要求時」と内容を変えさせていただいております。ユーザー情報の管理につきましては、基本的に当局、あるいは各所管施設において、移動したという情報を把握していて、それに基づいてバックアップセンターの委託の職員に作業させる仕組みになっておりますので、随時というよりも、当方からの要求をした際に業務をさせるということがありましたので、記載する場所を移動させているという形でございます。

「システム管理」というところも追記させていただいておりますが、これは停電等が起こった際に、東西のバックアップセンターにそれぞれグループウェアのサーバーを置いていて、片方に問題が生じた場合については、もう片方に切りかえを行うという仕組みになっているのですけれども、その際の設定変更なども実際作業として必要になるということでしたので、これも明確にするために追記させていただいているところでございます。

最後に、17ページの別紙1のエの部分、本システムの監視及び保守・管理業務の部分で

ございます。ここについては、監視の中で「障害が発生した施設からの情報収集、調査及び分析」という業務が入ってございましたが、ここにつきましては、近年、当方の使用しているサーバーが大分古くなってきておりまして、老朽化による故障等が頻発しているといった状況ですので、復旧までに若干時間がかかる場合、業務に支障が出る可能性がありますので、そういった影響を最小限にさせるような代替策を示す必要があるということで、そこについても代替案を検討していただくという業務も追加させていただいているといった状況でございます。

他にもいろいろ細かいところの修正はあるのですが、主な修正点については以上でございます。

○石堂主査 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明につきまして、御質問、御意見のある委員は御発言をお願いいたします。

27年度にシステム変更がありそうだということで、これはむしろ事務局のほうに聞くべきことなのかもしれませんが、5月の小委員会のときに、27年度にシステム変更するかもしれないので、とりあえず1年契約にするのだということは小委員会としてもう決めたことですか。何か幅があったのですか。そういうこともあり得るねという程度の話なのか。

○事務局 5月の入札監理小委員会の際は、今回御審議いただく実施要項案に関しては、実施期間を1年とさせていただくということで、御了承をいただいております。

その後の機材の更新が予定されている平成27年度以降の期間に関しては、どのような契約方法とするかも含めて今後検討させていただきたいということで終わっていると思います。

○石堂主査 素人の考えで申しわけないのですが、27年度の予算がついて、ある時期にシステムが入ってくる。そうすると、そのシステムの稼働が例えば7月からだということに決まると、たった3カ月だけ単独でまた契約する。言ってみれば、その3カ月のためにまた要項を決めて、仕様書も決めて、一定の手続を全部やってやるのか。ということ、それをすり抜けようと思えば、まだ予算が確定しないという意味で考えれば、27年度に本当にシステムが来るかどうかだって100%わからないではないかと考えれば、それをいわば無視する形で、例えば2年契約にしておいて、契約の中には、事情変更があったときには切れるかもしれないということを書いておくことで、27年度どこで切れても対応できるという契約の仕方はできないのか。そうすると手続が要らない。1年契約しておいて、27年度の数カ月を別途に契約したからといって、そこで経費が安くなるはずもない。要するに手続がかかるだけではないかという気がするものですから、27年度中にほぼシステム変更になるだろうということで、期間は定めがたいというときに、何がフェイルセーフかなど考えたら、考えられる一番遠いところまで契約しておいて、切れるかもしれないということを相手側に了承させておくというやり方が手続的には一番いいのではないかと思う

のですけれども、それは考えられないものですか。

○岡本調査官 予算要求のやり方として、当然、単年度になるのか、2年国債になるのかという考え方になるかと思うのですが、2年国債で予算要求をして、予算措置を受けて、契約したものを単年度にするのは、予算上難しいのではないかと思うのですが。

○石堂主査 単年度に戻るのではなくて、2年はかかるのだけれども、2年丸々にはいかないという形になるかと思うのです。要するに皆さんが、27年度のどこかで今の契約が切れざるを得なくなるから、その時期が定めがたいから、もう1年で諦めてしまおう。残りもし何か月か出てきたときは、それを別途に契約すればいいのだという考え方になっているのでしょうかけれども、何となくそれは手数、手間がかかるのではないかという気がするのです。それを回避しようと思うと、恐らく2つあって、単年度契約を結んでおいて、3カ月、半年伸びる分は随契でその分、延長するかという考え方。これはだけれども、恐らく市場化テストの中で随契を安易に認めるのかということに難しそうだなと。そうすると、むしろ長く結んでおいて切るというのだったら、その問題はなくなると思うのです。

○岡本調査官 27年度中の運用管理の数カ月の契約をどうするのかという御質問ですが、ほかにも例えば旧システムから新システムへのデータ移行という作業があるのですが、そのデータ移行の作業とあわせて数カ月の運用管理を調達するとか、そうすれば、以降の新年度の運用管理については、2年ないし3年の国債でやっていけるという考えもあるものですから、今回は1年ということにはなっておるのですが。

前回の指摘の中でも、8年度から運用管理の業務をやっている、今のシステムを構築したNECがずっと運用管理も引き続きやっている。1者応札をずっと続けている。それが一番の大きな問題だということで、それを解消するための考え方でやっております。

既に26年度要求は単年度で要求させてもらっていますので、今からこれを複数年の契約にするのは、予算要求をし直すのはちょっと難しいのかなと思っております。

○石堂主査 わかりました。

ほかは何かございますか。

どうぞ。

○大山専門委員 今に関係するのですけれども、一応、考え方を明確にするために1つお聞きしたいことがあります。

現在のシステムの状況ですが、刷新をするのに入れかえるのは、27年度中ということですから、27年度中はもちそうだという、十分に使えるというのがぎりぎりなのか。それとも、実はもう少しくのだけれども、27年度中に何とか耐用年数から見て、普通だと、27年度で、予算のお話もあって、対応しようとしているのか。その状況について、まず、確認をさせていただきたいのです。別の言い方をすると、5年を超えても、リースだと再リースをやって、再々リースをやることもあるし、いろいろな方法があると思うのです。今、このシステムの状況はどこにいるのかの確認です。

○歳弘専門官 私のほうから御説明させていただきます。

全国約300カ所におかれているサーバーにつきましては、一気に300台を購入したわけではなくて、年度に分けて購入してきた実績がございまして、平成17年に購入したものが一番古いものということで、順次台数を購入していつているのですけれども、今、現状として再リースに入っている状況でございまして、メーカーの部品供給の問題も、今、製品を入れているメーカーにも確認しているのですが、もって27年度までがぎりぎりだろうというところでは言われているので、その先については、再リースの契約を結べない可能性もあるということでは言われておりますので、当方としては、少なくとも27年度中には新しい集約型のサーバーのほうに移行して運用を開始したいという意向は持っております。

○大山専門委員 ありがとうございます。

そうだとした場合に、先ほどのお話にもなるのですが、今度は、27年度中に刷新するのを、ぎりぎり27年度の後ろまで持っていったとしたら、運用の話は、ある程度のりしろがあるにしても、27年度いっぱいまでの2年契約をやるという方法も実はあったのかなという気もするのです。申し上げたいのは、要は、短い期間ではなくて、いろいろな契約があるとすると、予算は年度なので、27年度中に何とか完成して、移行まで全部終わる状況にするとすれば、今回の運用管理業務も27年度いっぱい契約という方法は実はあったのかもしれない。ただ、2年間にしたときに、競争性がどれくらい高まってどうかという議論はまた別の話で、正直な個人的な印象で恐縮ですけども、そうやっても変わらないかなと私は個人的には思うのです。ただ、考え方の上での整理としては、ちゃんとそこはしておいたほうがいいのかと思うので、あえてそういう案は、今の時点で全部、先ほどのお話のとおり、難しいところがあれば、無理にどうしろというつもりはありませんが、考えの上では、可能性があったかなというのを確認させていただきたいと思いますが、いかがでございましょうか。

○歳弘専門官 5月の時点では、集約するサーバーを運用開始するに当たっては、当然、データの移行もございまして、ネットワークの増速も予定しているところではございましたが、それも予算要求前の話ではあったので、未確定な部分が多い。その当時の見積もりを立てるときの見立てとしても、約半年ぐらいで移行できるのではないかとということもありましたので、そうすると、2年丸々というよりも、1年とちょっとということもございましたので、当方としては、少なくとも1年は26年度だけでも運用管理業務はそのまま単年度でやっていこうということがありましたので、2年ということまではちょっと考慮していなかったのが実情でございまして。

○大山専門委員 もうこれで終わりにします。

もともと年度末になると厳しくなるということもあるので、確かにできれば前にしてあげられるほうが、今、システムのいろいろなところの刷新を見ていると大変なので、そのほうが良いとは思っています。

状況の確認でもう一つだけ。これはもう最適化計画を通っているのですか。要はこれは政府CIOのmatterになっていて、そこを通さないと次の予算に行かないという状況になって

いるのか、そうではない話なのかを確認させていただきますか。

○歳弘専門官 サーバーの集約化については、最適化計画に掲載されているものになります。

○大山専門委員 そっちの話ですか。

もう一点、「アド君」というのが例えば15ページとかに出てくるのだけれども、「アド君」というのは何なのですか。

○歳弘専門官 これについては、アドレスを検索する単純なウェブのシステムでございます。

○大山専門委員 そういうことですか。これは一般名称ですか。

○歳弘専門官 当方の中では一般名称として使っています。当方のつくり込みのシステムでございますので、名称としてそのように使っております。

○井熊副主査 今回の委員の先生が言われている点というのは、こういう事業をきちんと競争性のある契約をするためには、システムの更新のスケジュールなどを明確にしておくという前提条件をきちんとするのは、まず、大前提になるのかなと思います。ある意味、時期もそうなりとやむを得ない部分もあるかもしれないけれども、今後につきましては、そういうことを考えなければいけないのかなということが1つあります。

あともう一つ、パブリックコメントの4番目、仕様書の案に関する引き継ぎの条件のところの件があるのですが、ここは6ページを見ると、この仕様書で業務を受託する人は、前の人からの業務の引き継ぎは、この人の責任でやりなさい。次の人への引き継ぎもこの人の責任でやりなさいとなっていて、今回の事業者が前にも後ろにも責任を持っているみたいな書き方になっているので、せめて、少なくとも前の事業者に対してこの人は影響力を持っていないわけですから、発注者はそういう引き継ぎ業務に関しては、きちんと前の事業者に指示をすとか、協力をすとかとやらないとバランスがおかしいかなと思います。

○岡本調査官 わかりました。

○石堂主査 ほかはいかがでしょうか。

2ページから3ページにかけては、システムが6つあるという表が載っているのですが、6つあるシステムの体系は、やはりこれがベストだという理解ですか。

これも素人の考えで申しわけないのですが、3番目の領置金というのですか。それと、6番目に領置物というのがあって、要するにお金と物とで管理システムをそれぞれ持っているという感じに見えるのですが、何か理由はあるのでしょうか、1つでいような気がするなと思って見ていたのですが。

○岡本調査官 これは2つとも法務省矯正局、刑務所独自といいますか、一般的にはないシステムで、内容的にはかなり違うもので、例えば3番の領置金・作業報奨金の管理システムについても、全く領置金と作業報奨金は別のもので、領置金のほうは被収容者が持っているお金で、作業報奨金のほうは国が持っているお金ということで、別々のシステムに

しないとなかなか管理運営できないものです。

○石堂主査 わかりました。

ほかはいかがでしょうか。

よろしいですか。

それでは、本要項の審議はこれまでとさせていただきたいと思います。

事務局から何かございますでしょうか。

○事務局 御意見いただきましたパブリックコメントにも記載されている引き継ぎに関する部分につきましては、必要な修正を加えまして、その上で実施要項（案）について監理委員会に付議をさせていただければと考えております。

以上です。

○石堂主査 先ほど井熊委員から指摘のあった部分の修正は、文言をきちっと直していただくということによろしいでしょうか。

○岡本調査官 はい。

○石堂主査 それでは、本実施要項につきましては、本日をもって小委員会での審議はおおむね終了したものといたしまして、改めて小委員会を開催することはせず、実施要項（案）の取り扱いや監理委員会への報告資料の作成については、主査である私に御一任させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○石堂主査 ありがとうございます。

それでは、今後、実施要項の内容等、何か疑義等があった場合には、事務局から各委員にお知らせし、また、適宜意見交換をさせていただきます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

○大山専門委員 済みません、1つだけ。

今回に関係ないのですが、先ほどお話にあった、どっちに対して何を面倒見るかということですが、これは大事なところなので、記録に残していただいたほうがいいなと思うのですが、実は、今回の話ではなくて、次のシステムを入れるときの競争性に響くのです。ということなので、その意味では、しっかりそのことを、次のステップを考えた上で、その文章、文言を修正いただく必要があります。すなわち既存の業者がその次のときに協力をしなければならぬというやり方をしないと、次のところは当然、今の業者のほうが優位になってしまつて、場合によってはうまくいかないということでみんな手を挙げるのをやめてしまうということが実例としていっぱいありますので、ぜひそこはお考えいただければと思います。

○石堂主査 それでは、委員の先生方におかれましては、本日質問できなかった事項等がございましたら、事務局にお寄せいただきたいと思います。

本日は、どうもありがとうございました。

（法務省退室・国土交通省入室）

○石堂主査 それでは、続きまして、国土交通省の「電子海図システム管理装置ほか一式借入保守」の実施要項（案）の審議を始めたいと思います。

実施要項（案）について、国土交通省海上保安庁海洋情報部航海情報課、矢吹課長より御説明をお願いしたいと思います。

なお、説明は、件名も多いものですから、15分でよろしくをお願いしたいと思います。

○矢吹課長 今、御紹介いただきました、海上保安庁海洋情報部航海情報課長の矢吹でございます。本日は、よろしくお願ひいたします。

それでは、早速ですけれども、お手元に資料があるかと思ひます。「電子海図システム管理装置ほか一式借入保守に係る民間競争入札実施要項」について御説明をしたいと思ひます。

資料のほう、ページ番号が通し番号で全部で94ページということで振ってあるかと思ひます。こちらの通し番号を運用しながら話をしていきたいと思ひております。

まず最初、通し番号の3ページ、1番として趣旨が書いてあります。ここは特によろしいかと思ひます。今回の実施要項についてこういったものを定めたところの趣旨について、公共サービス改革基本方針に従って定めたことを書いてございます。

その下、2番として、電子海図システム借入保守について詳細な内容とか、その実施に当たって確保されるべき質に関する事項が書いてあります。

ここについて御説明をしたいと思ひます。

まず、(1) 電子海図システム借入保守の内容でござひます。

最初に電子海図システムの概要でござひます。

海上保安庁では、航海者が安全に船を運航させるため、国際基準に基づきまして、海図でありますとか、電子海図あるいは灯台表を作成し、それを航海者に刊行して提供しております。こういった刊行物を作製し、維持管理していくために海上保安庁海洋情報部航海情報課に『電子海図システム』というコンピューターシステムを導入しております。現在の電子海図システムは、2009年7月に導入してござひまして、来年7月で5年となります。この5年間ということでござひまして、新しいシステムを導入するということで、来年度計画をしているところでござひます。

その下、イのほうですが、電子海図システムについての規模を書いてあります。

まず、電子海図システムは、国土交通省青海総合庁舎内に設置されていること。海上保安庁海洋情報部航海情報課の職員、約50名が使うということ。電子海図システムの運用時間は、基本的に昼間の勤務時間ということで、朝の8時半から20時としております。最初のところに書いてあります単体のシステムでござひますが、ネットワークで海上保安庁海洋情報部電子計算機システムにも接続されております。

その下に、本業務の特色として、今度この入札等に参加される人たちにお知らせしたいことを書いてあります。電子海図システムについては、導入時期の異なる装置が接続され、互いに連携して機能を提供しているということで、今回の更新に当たっても既存装置との

連携を確保する必要がある。

これにつきましては、別添1、通し番号の17ページに簡単な図がついております。そちらをご覧くださいと思います。

今回、電子海図システムとして我々が海図等を刊行するのに使っているシステム全体の中で、今回調達する範囲が点線で囲ってあります。逆に言うと、その点線から外れている、今回調達しないものも含まれているということでございます。さらに、今回調達する範囲の中で、特に重要な部分として「システム管理装置1式」が左のほうに書いてあります。ここはサーバーというか、全体にいろいろな情報を提供するサーバーの部分になっております。さらにその外側に「海洋情報部電子計算機システム」ということで、ほかのシステムにもつながっているということが書いてあります。

3ページに戻りますけれども、今、申し上げました業務の特色の2番目でございますが、電子海図システム管理装置は、サーバーの役割を担っているということで、本装置には今回更新されない既存装置が、ネットワークを通じて接続されていることがございます。

電子海図システムは、ソフトウェアパッケージ適用型のシステムになっております。

その下、ウですけれども、今回、来年度の電子海図システム借入保守の作業内容でございますが、まず、最初、取付・移行作業に係る内容が書いてあります。機器の設置ですとか、テストがございます。

(ウ) 移行として、現有資産のデータやデータベースを導入機器に移行し、システムの調整及び最適化を行い、既存装置と並行稼働を行うとともに最終確認を行うことをうたっております。

教育・訓練として、このシステムを利用する当庁の職員に対する研修等を行うことが書いてあります。

通し番号の4ページ、借入保守に関する内容ということで、賃貸借ですが、ハードウェア、ソフトウェア、そういったものの内容が書いてあります。

通し番号の5ページ、運用支援として、システム運用管理者及びシステム利用者、当庁の職員が実施するいろいろな作業の支援を行ってくださいということが書いてございます。

保守として、運用者の実施する保守の内容を書いてあります。特に特別なことはないと思いますが、定期保守、障害時の復旧、保守の窓口。保守の窓口については、平日の8時半から20時ということを書いてございます。④から⑧まで一般的なことが書いてあります。

5ページの下のほうになりますけれども、「確保されるべき対象業務の質」が書いてあります。

ア、業務の内容として、借入保守の内容に示す業務を適切に実施すること。

その下、電子海図システム管理装置の稼働率として、特に重要なサーバーの部分の稼働率につきまして、各月ごとに95%以上の稼働率を求めています。1カ月で95%ということは、20分の1が不稼働でもいいということで、大体1カ月の勤務日数が20日少々でございますので、1カ月のうちの1日は稼働できなくてもいいことにしております。

さらに、1年間を通したときの平均稼働率としては、99.5%以上であるということ。年間でそういったように、1日にわたって業務が行えないようなときは、1年の間で1日ぐらいにしてほしいということで、こういった数字にしております。

その下、6ページの中央付近ですが、セキュリティの関係の話。システム運用上の重大障害件数のこと、ウイルス定義ファイルの更新のことが確保されるべき対象業務の質として書いております。

(3) 支払い方法について書いてあります。業務の形態は、業務請負契約としております。

7ページ、実施期間に関する事項ですけれども、先ほども言いました、来年7月にシステムの更新を予定しております。契約期間としては、平成31年3月31日まで予定しております。それに至るまでのスケジュールが表に図にして書かれているところです。

7ページの真ん中付近、入札参加資格に関する事項でございます。

一般的なことが(1)から(7)まで書いてあります。

(8) のところで、今回のこういったコンピューターシステムの調達ということもございまして、請負者がPMPまたは情報処理技術者試験プロジェクトマネージャの有資格者を有していること。

(9) のところで、請負者は「情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度」の認証またはこれと同等の認証を取得していることをうたっております。

その下、(11) のところで、単独で事業を行えない場合は、共同事業体でもよいということが書いてございます。

8ページの下の方、入札に参加する者の募集に関する事項ということで、今後のスケジュール、入札の公示から契約の締結までのスケジュールが書いてあります。

9ページ、入札書類、入札に参加される方に求める書類が書いてあります。

6番として、実施する者を決定するための評価の基準等が書いてあります。

(1) 評価方法につきましては、総合評価落札方式(除算方式)としております。

具体的に性能等評価点を100点満点で計算するわけですが、その辺の計算の仕方は、後ろのほうに資料がつけてあるかと思えます。88ページ以降を見ただけであればと思えます。

要求要件として、いろいろな項目について必須であるものと、それ以外の項目に分けて、必須項目につきましては、全て満たす必要がある。1つでもだめであれば不合格とします。必須以外の項目については、一定程度の基準に従って、提案者の提案内容を点数化して、数字を出していく形にしております。

具体的には、90ページ以下に仕様書の項目に従って、具体的にどのようなになっているかを書いてあります。必須項目については、右のほうに○印が打ってあるものが必須項目。付加点を付加する項目については、付加点の数字が書いてあるということで、これを用いて点数をつけて、総合評価方式で決定することにしております。

もとに戻りまして、通し番号の10ページになりますけれども、(4) 以下、落札者の決定、

(5) 落札決定の取り消し、(6) 落札者が決定しなかった場合の措置等について書いております。

通し番号11ページの7番ですが、現在稼働しております電子海図システムの実施状況の情報がここにあります。

具体的には18ページに書いてありますが、これまでの実施に要した経費でありますとか、実施に要した人員、実施に要した施設及び設備、実施における目的の達成の程度、実施方法等について、18ページ以下に書類を出しております。

8番につきましては、システム借入保守の請負者が使用できる国有財産に関する情報でございます。

その下、9番ですけれども、本業務を適正かつ確実な実施を確保するために業務請負者が講じるべき措置に関する事項が書いてあります。

(1) で海上保安庁に対する報告とか、海上保安庁からの調査、指示などの対応が書いてあります。

通し番号の12ページに行きますが、(2) で秘密を適正に取り扱うための措置。

その下、(3) ですが、契約に基づき請負者が講じるべき措置ということで、業務の開始の日付、権利の譲渡、瑕疵担保責任、再委託の取り扱い等。

13ページに移りますが、契約内容の変更の場合の考え方、契約の解除についての事項。

14ページに行きますけれども、談合等不正行為の考え方、損害賠償、不可抗力免責等、金品等の授受の禁止、宣伝行為の禁止、記録及び帳簿類の保管。

15ページ、借入保守業務の引継ぎのこと、契約の解釈ということで、基本的な事項が書いてあるかと思えます。

その下、10番、第三者に損害を与えた場合において、その場合に業務請負者が負うべき責任に関する事項が書いてあります。

その下、11番、電子海図システム借入保守に係る評価に関する事項として、本業務の実施事項について評価を行って、状況を調査して、報告をするということについて書いてあります。

16ページ、その他業務の実施に関し必要な事項ということで、こちらも一般的なことが書いてあります。

事業実施状況等の官民競争入札等監理委員会への報告について、業務請負者の責務、海上保安庁の監督体制、著作権の取り扱い、本業務に係る調達仕様書に関しての説明。

詳細な仕様書に関しましては、通し番号の24ページ以下にあります。

以上、駆け足ではございますが、実施要項(案)について簡単に御説明させていただきました。

○石堂主査 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明に関しまして、御意見、御質問等のある委員はお願いしたいと思えます。

○井熊副主査 まず、通し番号8ページのところですけれども、資格に関する条件で、(11) 共同事業体による応札の条件が書いてあるのですが、ほかのプロジェクトでは、共同事業体でやった場合にグループとして何を満たしていればいいのかとか、代表者は何を満たせばいいかが明記されているので、本業務についてもそういう形で、メンバーと代表者の役割分担について明記していただいたほうがよろしいかなと思います。

仕様書の通し番号68ページの移行のところに、計画的にやるということもありますけれども、移行に当たっては、既存業者に対して権利行使の権限を持っているのはあくまでも海上保安庁さんなので、その人が既存業者に対して何らかの指示とかを与えられるようなことを書かれたほうがいいのかと思います。

総合評価落札方式で、これまでの経緯を見ると、21年度から26年度の間には総合評価落札方式を採用されて、その前は随契だとか、割と細かい期間の最低価格方式などが行われていたわけですね。21年度から、前の契約のときに5年間の総合評価落札方式をやって事業者が変わったということになっているわけですが、今回の総合評価の内容は前回と同じであるかどうかということと、前回も応札者が2者と聞いているのですが、今回もっと応札者がふえるような何らかの手を打たれるのかどうかについてお聞きしたいのですが。

以上3点です。

○矢吹課長 1番目と2番目につきましては、御指摘を踏まえて対応を考えたいと思います。

○村上編集官 基本的には内容を変えておりません。前回は踏まえて、踏襲をして、今回も記載をしている状況でございます。

○井熊副主査 前回、応札者が2者ですね。同じ顔ぶれで、同じ条件でやったときに、また同じいい結果が出るかどうかはわからないので、なるべく参加者をふやすとかという工夫をされないといけないかなと思います。

○矢吹課長 5年前も2者あったところですよ。海図を作成するといったことをやっているところは国内では我々しかないということもありますので、事業の規模等も金額等をご覧いただければ、それほど大きいものではありませんので、業者さんがどこまでこういった新しい分野に入る、そういった手を挙げてくれるかはそれほど簡単にはいかないのかなという気はしております。

国際的にもいろいろ海図を作成している、外国などでは海図を作成する会社がありますから、そういった外国の会社と民間会社が提携をして新たに入ってくれるとか、そういったことがあればふえることもあり得るかなと思っております。ただ、そこを具体的にやっていくことについては、今のところ特に具体的にはないということでもあります。

なるべく仕様書などで余り厳しい要件を課さない形で皆さんが入っていけるようにしたいということで、そういったことを今回の公共サービス改革の趣旨も踏まえまして、仕様書はそういった形で見直してつくっているところがございます。

○石堂主査 ほかはいかがでしょうか。

どうぞ。

○小尾専門委員 全体のシステム構成図を描いていたところがあったと思うのですが。通し番号で17ページですか。今回、調達する対象装置は点線の部分とおっしゃっていたのですが、この下の既存の装置。これは後ろの表を見ると結構古いマシンのように見えるのですけれども、これの保守等は別に行っているということなのですか。それとも、これはもう保守はやっていないということでしょうか。

○村上編集官 別に行っております。その調達時にそれぞれ保守をつけて借りておりますので、古いといっても、今、使っているサーバーよりは新しいものですが、保守をつけて維持、使用している状況でございます。

○小尾専門委員 OSは全てほとんどの場合、Windows XPではないかと思う。そう書かれているのですが、実際、XPは使えなくなってしまうので、この辺はどうお考えですか。

○村上編集官 来年度、セブンに上げる予定になっております。

○小尾専門委員 OSだけ上げるのですか。

○村上編集官 はい。

○中林課長補佐 セブンでダウングレードして使っております。

○村上編集官 権利は有しております。

○石堂主査 ほかはいかがでしょうか。

○関根専門委員 最初の質問とも関係するのですけれども、結局これは、5年間の契約で、システム装置を一式で全部借り入れ保守も行うという形になってはいますが、契約期間が来るから変わるものの、今までと基本的に同じことをしていくということになるのですね。そうすると、単純に考えると新しいところが入るのはなかなか難しいのではないかと思います。ですが、複数入札になるように、1者入札ではなくするための手立ては何か考えられているのでしょうか。そもそも限られた世界であるということももちろんあると思いますが、何か、たとえばシステムを新しく変えるということから新しいところが有利なところもあるのでしょうか。既存のものだとどうしても既存のものが有利になるのかと思いますが、もちろん、業務上、そのために新しいことをする必要もないと思うのですが、競争するための工夫みたいなものは何かお考えになっていらっしゃいますでしょうか。

○矢吹課長 なかなか回答が難しい質問だと思います。電子海図をつくるということですが、航海者が安全な航海のために必要な情報ということで、その仕様とか、やり方とか、そういったものは国際的にある程度決められています。それを頻繁に変えるとか、今までなかったものを新しく追加するとか、そういったことでは難しいところがあります。もちろん海図の世界も電子化の波が来ておりますので、さまざまな形で技術革新に適応しているという話があります。ただ、そういったところも、やはり既存の技術があって、それを踏まえた形で新しいものをつくっていくところがあります。今までなかったものを急につくって、世の中に提供するという、それはそれであるのかもしれませんが、そこは我々の責務としては、今あるものを踏まえながら、最新の情報を入れながら、航海者が使

えるようにやっていくというところもありますので、既存のシステムをどうしても踏まえた形で新しくしていくことを考えざるを得ないので、今までやってきたことを全て捨てることはできないということになります。そんな中で、ほかに新しいものをつくるのであれば、それはまた別ですけれども、そういった中で、既存のシステムを踏まえながら次世代のコンピューター、電子海図システムを考えていくところは仕方がないのかなという気はしております。

○石堂主査 ほかはいかがですか。

○大山専門委員 非常に簡単なことで恐縮ですけれども、通し番号の42ページのところに、海上保安庁さんが所有するフォントの話が書いてあるのですけれども、MS-DOSフォーマットの3.5インチフロッピーはもうそろそろおやめになられたほうが。このために何か特別保守ではないけれども、企業などはここだけは維持しているような話になるといけないので、ここはもう変えられるほうがよろしいのではないかと。何か特別な理由があるのなら教えてくださいたいのですが。

○村上編集官 特に理由はありません。

○大山専門委員 ないですね。では、ほかの形で書いてあげたほうがいいのではないかと。びっくりすると思います。

○矢吹課長 そこは御指摘を踏まえて対応します。

○石堂主査 19ページで、従来の実施状況に関する情報の一部として、業務の繁閑の状況云々とあるのですけれども、定期の保守と障害対応と研修という3区分になっていて、障害対応という部分がある意味では、請ける業者にとってみればリスクみたいなところだと思います。そうすると、件数だけ書いてあっても、実際に発生したのがどのくらいの業務量だったか、気になるほどのものでないのか。やはり具体的にどういう実数でどのくらい手がかかったということを出したほうが業者さんに対しては適切な情報開示になるのではないかと思うのが1点。

見ていくと、23年度だけが、定期保守が30に対して、障害対応が15と、これは震災の関係ですか。何かちょっと特異な数字だなと思うのですが。

○村上編集官 特に震災の関係ということではありませんで、ハードディスクがよく壊れたというのがたまたまここに集中しております。この時期に、製品のライフサイクルや、ハードディスクの製品ロット不良が当たったのではないかとというのが正直な判断、評価をしている部分でございます。

○石堂主査 最初にお聞きしたように、ここの部分で、定期保守のほうは専門家なら誰でもどういうものだとわかると思うのですけれども、実際の障害に対してどのくらいの手間暇がかかったかということの情報開示はしなくても大丈夫なものですか。

○村上編集官 障害対応につきましては、全て記録を当然、作業報告として我々は保持しておりますので、それにつきましては、当然、公開対象にしたいと考えておりますので、それは問題ないのではないかと考えております。

○石堂主査 私もまさしく、障害対応の中身については内部の資料をお見せしますよということを書きつつ書いていただいたほうがいいのかと思います。

ほかはいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、本実施要項（案）の審議はこれまでとさせていただきます。

若干指摘がございました。本日の審議を踏まえて必要な修正を行っていただきまして、それについては事務局を通じて各委員に確認の上、それをやった後に意見募集をする形で進めていただきたいと思います。

国土交通省（海上保安庁）さんにおかれましては、本日の審議や意見募集の結果を踏まえて、引き続き御検討いただきたいと思います。

また、各委員の先生方におかれましても、本日質問できなかった事項等については、事務局にお寄せいただきますようお願いいたします。

本日は、どうもありがとうございました。

（国土交通省退室・国際協力機構入室）

○石堂主査 それでは、独立行政法人国際協力機構の「国際協力人材センター運営及びPARTNERシステム再構築・運用保守業務」の実施状況及び事業評価（案）の審議を始めたいと思います。

最初に、事業の実施状況につきまして、国際協力機構国際協力人材部国際協力人材センター課、田村課長より御説明をお願いしたいと思います。

なお、説明は、今日は案件がたくさんあることがございまして、10分程度でお願いしたいと思います。

よろしくをお願いいたします。

○田村課長 JICA国際協力人材部の田村と申します。

本日は、お忙しい中、お時間をいただきまして、ありがとうございます。

私どものほうで、国際協力人材センター運営及びPARTNERシステム再構築・運用保守業務を実施しておりますけれども、今回、この案件の平成24年度から平成25年度の第2四半期まで、契約期間のうちの半分の期間について評価を行っていただくことになっております。

御説明に先立ちまして、まず、なぜこのタイミングで評価をお願いすることになったのかという点を簡単に御説明させていただければと思います。

現在の国際協力人材センター運営及びPARTNERシステム再構築・運用保守業務ですけれども、24年度から26年度の3年間で実施しております。そして、次のフェーズにつきましても、27年度から29年度の3年間で予定しております。理由といたしましては、JICA全体で平成30年度をめどに複数のシステム的大幅な見直しの計画がありまして、PARTNERもその検討対象の1つとなっております。つまり、平成30年度にPARTNERというシステムもつくり変える可能性がありますので、27年度から29年度の次のフェーズとしましては、JICAといたしましては、調達の金額はできるだけ安く抑えたいと考えております。

現在のシステムですけれども、著作権を全てJICAに譲渡することにはしておりませんので、次のフェーズの実施に当たりましては、システムの構築が必要となっております。このために、事前にこちらの「『国際協力人材センターに関する業務（仮）』の調達スケジュールについて（案）」という横の1枚紙をお配りしていると思っておりますけれども、こちらに記載のような期間が必要になると考えております。

ちょっと字が小さくて見にくいのですが、上のほうに入札監理等小委員会の日程等、幾つかの委員会ですとか、いつのタイミングで実施要項を作成するですとか、そういう予定を記載しておりますが、こちらを全て終えて、下のほうの黒っぽい矢印になりますけれども、来年の遅くとも4月の頭から、4月から6月にかけては入札が実施になると考えております。4月から6月にかけて約3カ月間で次の事業者の選定を行いまして、7月から3月にかけてシステムの構築ですとか、引き継ぎ準備等が必要になると考えております。7月から新しいシステムの準備をとということを考えますと、どうしても、遅くとも4月には調達を始める必要がありますと、それまでに実施要項を確定することを考えますと、この11月のタイミングでの評価をお願いすることになりました。

こちらがまず、経緯でございます。

あわせて、引き続きまして、こちらの「実施状況について」という資料に基づきまして、簡単にJICAより事業の評価を御説明させていただきます。

こちらの業務ですけれども、内容といたしましては、国際協力キャリア総合情報サイトPARTNERの管理・運営がメインになっております。業務の中では、人材・団体登録、求人、研修・セミナー情報、プレスルーム等の情報掲載、人材・団体向けコンテンツ提供、メールサービス提供などがあります。

このPARTNERサイトの運営以外のほかに、PARTNERサイトの利用促進、広報ツールの作成といった業務もあります。また、年間3回、登録人材向けにセミナーを実施しております。また、団体向けにも1回セミナーを実施しております。また、国際協力関連のイベントでPARTNERについて説明する、イベントの対応といった業務もあります。また、キャリア相談関連の事務も実施しております。現在の24年度からの契約より、キャリア相談そのものはJICAで要員を配置して実施しております。受託事業者さんには、キャリア相談の受付等の事務の部分のみを御対応いただいております。また、登録者、登録団体に対するアンケートの実施や、本件にかかる報告業務等も委託業務内容の中に含まれております。

業務委託期間としましては、平成24年2月から平成27年3月までということで、3年2カ月間の業務期間となっております。現在は、アクセンチュアさんに実施いただいております。

次に、「Ⅱ 事業の実施状況、確保されるべき質の達成状況及び評価」ですけれども、まず、達成状況から簡単に御説明させていただきます。

調査項目が3つありまして、それぞれについて御説明させていただきます。

1番目の調査項目ですが、年間事業計画に基づき業務が確実に実施されるという調査項

目があります。こちらにつきましては、年度初めにつくっていただく年間事業計画に基づいて業務が確実に実施されているかということですが、こちらはこれまでの1年間半、確実に実施いただいております。

次のページをめくっていただきますと、2番目の評価項目「PARTNERを積極的に活用する登録団体が増え、登録団体のニーズに合った人材が確保される」という項目があります。こちらについては、5つの指標を設けております。主に、国際協力人材登録者の総数、新規登録者数、国際協力団体としての団体登録数及び新規登録数、また、PARTNERの利用率を指標としています。新規人材数ですとか、新規団体数及び利用率につきましては、報奨金の要件も設定しております。

以上、5つの指標がありますが、1番目の国際協力人材登録者数の総数以外のは全て23年度よりも24年度のほうが数値を大幅に上回って達成しております。さらに、25年度までは期間の半分ですが、24年度よりもさらに多くの人材や団体に登録いただいております。利用率も着実に伸びております。一番最初の国際協力人材登録者数が24年度が23年度に比べて減っている点ですが、国際協力人材登録は3年度を登録期間としておりまして、定期的に更新しております。そのため、ここ5、6年につきましては、国際協力人材登録者の総数としましては、8,000人から9,000人ぐらいのところまで推移している状況です。

次に、3ページに移っていただきまして、調査項目の3番目「PARTNERのサービスが拡充するとともにユーザビリティが向上し、利用頻度が高まる」というものがあります。この調査項目につきましては、指標といたしましては、1番から9番まで、合計9つの指標を設定しております。また、報奨金要件としましては、PARTNERトップページのアクセス件数とJICA以外の登録団体からの情報掲載件数が報奨金要件の1つ。また、人材・団体セミナーの参加者数及び満足度についてもそれぞれ報奨金要件として設定しております。こちらにつきましては、9つの指標について、平成24年度は全て上回っている状況であります。また、同時に23年度の実績数に比べても、24年度のほうが数値を上回っている状況です。あわせて、25年度もまだ期間の半分ですが、24年度に比べていずれの数値も大幅に伸びている状況です。

済みません、先ほど全ての数値が23年度よりも24年度のほうが上回っていると言いましたが、2つだけ下回っているものがあります。4番目のキャリア相談サービス件数と6番目の人材セミナーの参加人数ですが、キャリア相談サービス件数については対面相談を指標値としておりまして、200名を目標人数としております。23年度が295名だったところが24年度が214名。人材セミナーの参加人数につきましては、目標が350名ですが、23年度が685名だったところ、24年度が530名といずれも参加人数が少なくなっております。

こちらですが、23年度は人材セミナーを4回実施しているため、23年度がたまたま人数が多かったという背景になります。なぜ4回実施しているかといいますと、22年度に本当はセミナーを3回実施する予定だったのですが、震災の影響で22年度は2回

しかセミナーが実施できませんでした。そのため、1回分を23年度に延期したため、23年度はセミナーを4回開催した。そのため、セミナーの参加もキャリア相談人数も23年度がたまたま特別多かったという状況でございます。

そのほかにも、6ページ目以降をめぐっていただきまして、調査項目として「国際協力人材センター業務の体制が強化される」「システムにかかる調査項目」としてオンラインレスポンスやバッチレスポンスの時間ですとか、トラブル、クレームの内容及びその対応も調査項目として挙げていますが、いずれも特に問題はなく、目標として設定した指標値よりもよいパフォーマンスで成果を上げていると思います。

7ページ目以降の「自己評価」ですけれども、今までずっと全体像を御説明させていただきましたが、現在の受託事業者であるアクセンチュアさんは、非常に積極的かつ自発的にいろいろな提案を実施していただいていると感じております。主に改善を実施していただいた事項ですけれども、PARTNERの登録手続きがちょっと複雑であるというコメントが登録者の方からありましたので、そのあたりを見直していただいたり、また、登録情報について、登録途中で一時保存できる利便性の高い機能も導入いただきました。PARTNER上にマイページをつくっていただきまして、PARTNER登録者の方が、自分の気に入った情報や関心のある情報を保存できる機能も作成いただきました。また、ソーシャルネットワークサービスも利用いただいております、フェイスブックページなども開設しております。フェイスブックを通じてPARTNERの情報がより多くの方に、特に若年層の方に広がるようになっております。また、PARTNER登録者でJICAのボランティア業務の経験者が多いという背景もありまして、特にボランティア経験者の参考になるように、ボランティア経験者がその後どういった国際協力キャリアをつくっていったかという「協力隊の任期を終えてX年」というコンテンツもつくっていただいております。受託事業者さんの御提案以外にも、JICA側から提案して幾つか新たな機能等も設置しております。

次に、「Ⅲ 実施経費の状況及び評価」ですけれども、23年度といたしましては、業務部分とシステム部分と別の契約にしております、それらの契約を合計した金額として、年額1億1,098万9,149円という金額を記載しております。24年度以降は、業務部分とシステム部分を一本化して、現在の受託事業者さんに事業をお願いしているわけですけれども、そちらの契約金額としましては、9,814万円という金額になっております。こちらの金額ですが、実際は23年度から26年度までの4年度にまたがる契約になっておりまして、契約書上はそれぞれ、契約年度によってお支払いする金額は違うのですが、3年間にならずとこちらの9,800万円という数字になります。この23年度にかかった経費と24年度の経費を比べますと、インセンティブの支払い分も含めまして、約880万円程度のコストの減額となっております。

次に、9ページ目の評価のまとめですけれども、これまで御説明させていただきましたとおり、実施要項に定められた確保すべき業務の質という数値につきましては、全て達成しておりますし、また、受託事業者からも創意工夫を生かした提案が多くなされており、

それが全て効果を上げていると認識しております。

そして、最後の「今後の方針」ですけれども、先ほども経緯のところでも少し申し上げましたが、24年度から26年度の現在の事業が終わった後は、27年度から29年度の次のフェーズということで考えております。現在の3年間のフェーズでは、登録人材・団体の拡大ですとか、情報量の拡大を目指してきたのですが、次の3年間では、現在の事業を継承しつつ、安定的に維持したい。そして、事業規模についても効率化したいと考えております。

また、こちらの国際協力人材センター事業ですけれども、平成15年に開始いたしまして、既に10年を超えております。ですので、来年度か再来年度をめどにこれまでの事業を評価いたしまして、30年度以降、どのように事業を進めていくべきか考えていきたいと考えております。

JICAのほうから以上、御説明です。

○石堂主査 ありがとうございます。

では、続きまして、同事業の評価（案）について、内閣府からの説明をお願いいたします。

説明は、5分程度でお願いしたいと思います。

○事務局 内閣府の事業評価（案）でございます。

資料Cの2ページ、下をご覧ください。

2の受託事業者決定の経緯でございますが、入札参加資格者は5者あり、そのうち4者は入札参加資格を満たしていました。総合評価を行い、アクセンチュア株式会社に受託事業者を決定しております。

次に、5ページ、一番下の⑥評価をご覧ください。

確保されるべき質として設定されている項目は全て目標値を達成しており、特にPARTNERの活用度を計る求人・セミナー情報掲載件数及び新規人材・団体の登録数は対象となる個人・団体に対する効果的な広報により、目標値を大きく上回り、高く評価できるものとしております。

また報奨金についても、上限の5%の支払いとなったことから、民間事業者の創意工夫による取組は高く評価できるものと考えております。

その下の（2）民間事業者の創意工夫でございますが、民間事業者の創意工夫によるPARTNERサービスの改善に関しては、以下のアからエまでの改善について、民間事業者から提案があったところです。これらに関しましては、一定の効果を上げているものと内閣府としては評価しております。

下の（3）実施経費でございますが、実施経費、契約金額を3等分した額9,800万円を従来経費である平成23年度の1億1,000万円と比較したところ、1,285万円が削減されており、報奨金につきましても、上限である5%が発生している状況でございます。

最後に評価のまとめでございますが、確保されるべき質として設定した項目については、全ての項目で目標値を達成し、民間事業者の創意工夫による取組によってサービスの質の

維持向上に一定の貢献をしております。また、経費についても従来経費に比べ経費が削減されていることから、本事業は十分な成果を上げたと評価しております。このため、次期事業においても引き続き民間競争入札を実施することが適切と考えています。

なお、次期事業の実施要項策定に当たっては、競争性の確保及び効率性の観点から検討することとして評価をまとめております。

評価（案）は以上でございます。

○石堂主査 ありがとうございます。

それでは、本事業の評価（案）につきまして、御意見、御質問等がございましたら、お願いいたします。

○井熊副主査 現事業に関して高い評価が得られたことはそのとおりだなと思います。次に向かっていかに、特に競争性をどうやって維持するかが非常に大きな問題なので、今回、調査をされていますので、次の、仕様書をつくるかそういうことだけではなくて、徹底的な情報開示をしていくことで、もう一回、ゼロクリアで入札ができるようにする環境を整えることが何より重要なこと。あと、何者か参加されている企業さんがいるので、そういう人たちに対するアナウンスを徹底しなければいけない。

妥当性ということですが、報奨金の額は、この報奨金があるから頑張ったというところも多分にあると思うのですが、この5%が妥当なのかどうかに関しては検討の余地があるのではないかと個人的には思います。安くすればやる気がなくなってしまうかもしれないけれども、個人的には、それなりにジェネラスな値かなというイメージもあります。

以上です。

○石堂主査 ほかはいかがですか。

私から、結局、24年2月から27年3月まで、3年2カ月ある中で、今の時点で評価するというのはやはり時期的に早い。ただ、その理由は、次期の実施要項をきちんとつくるためにはというのが一番大きいですね。

著作権云々という言葉が出てくるのですが、何が難点であるがゆえに実施要項づくりに時間がかかるのだというところを端的にお示しいただければありがたいと思います。

○田村課長 ありがとうございます。

まず、石堂主査からの御指摘についてですが、実施要項づくりに時間がかかるといっても、システムを構築するところで時間がかかると考えております。既に複数の事業者さんからヒアリングを行ってございまして、システムを構築する場合にどれだけの期間が必要になるかをヒアリングしております。その結果をまとめたのがこちらのスケジュール（案）という表になってございまして、やはり複数の業者さんに参入していただくためには、どの業者さんにとっても無理のない構築期間を確保することが重要だと考えております。このために、7月から次のフェーズについて事業を受託いただく事業者さんにシステム構築と次のフェーズの準備をいただく必要があると考えております。

○石堂主査 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。

○田村課長 先ほど井熊副主査からいただいたコメントですけれども、徹底的な情報開示については、まさにそのとおりだと思っております。私どももできるだけ安価に、かつ良い事業者さんに参入いただきたいと考えておりますので、現在開示できる情報につきましては全て開示するようにしたいと考えております。それで、より多くの事業者さんに事前に情報を公開いたしまして、多くの業者さんに入札を御検討いただけるように努力してまいりたいと考えております。

2点目の報奨金の設定のところですが、報奨金の設定に当たりましては、現在のフェーズの実施要項の策定段階でも、こちらの委員会の皆様に御意見をいただいております。私どもとしては妥当な数値を設定したと考えております。設定の根拠といたしましては、現在のフェーズは24年度から26年度までなのですが、それまでも同様の事業を何年か実施しております。そのときに国際協力人材登録者数が何名であったとか、新規団体登録数が何件あったかを勘案して、現在の目標値の設定をしております。

また、インセンティブの設定につきましても、事前に家電量販店等、民間事業のインセンティブの設定方針を調査いたしまして、1%、2%という段階的に設定することがより民間事業者さんの事業に対する実施意欲とか、工夫に対する意欲を喚起するという情報を得ておりましたので、そういった根拠に基づいて設定しております。

○石堂主査 どうぞ。

○関根専門委員 関連して、先ほど、時間がかかる理由として説明されたのは、要は事業者を選んで、その後、選んだ事業者がシステム構築等の準備をした上でできるようにするというので、そのためにぎりぎりに選んだのではできないということかと思うのですけれども、システムを構築していただくに当たっての実施要項のほうに今までのやり方と少し変えろとか、そういったことも考えているということでしょうか。同じことをするのであれば早くできるけれども、例えばここでもいろいろな評価の方法をとっていますが、ずっと同じ評価で行っていくのがいいのか、それとも少し変えていったほうがいいのかということが考えられているのでしょうか。どうして先に行うのかということにも関連するので、そのあたりをもう少し教えていただけるとわかりやすいかと思います。

○田村課長 現在の事業ですけれども、実施要項で何をやることという活動内容を細かく定めております。例えば国際協力人材セミナーですが、年間3回という回数を実施しております。開催場所も東京が1回、中部あるいは関西で1回、それ以外の地方都市で1回としているのですけれども、これまで事業を1年半実施してまいりまして、必ずしもその3回という設定、かつ場所の設定まですることが妥当なのかという問題意識も私どものほうで持っております。より多くの事業者さんに創意工夫を生かした提案をしていただくためには、例えば次のフェーズについては、人材セミナーを実施するかしないかという提案も事業者さんのほうに任せたり、開催場所等についても事業者さんの提案に任せるといった工夫をしたいと考えております。活動内容についてこちらが細かく定めるよりも、提案の

幅を広げることによって、より多くの事業者さんにおもしろい提案をいただけるのではないかと認識しております。

○石堂主査 どうぞ。

○井熊副主査 さっきインセンティブの話で、逆にインセンティブを大きくする方法もいろいろあるのですが、入札する人にとってインセンティブがどれほどリアリティーがあるかが入札価格に対しても非常にあれになってくるので、インセンティブの実績であるとか、あるいはどうやって計測していくのかということに関してはきちんと説明をしていくことが大事かなと思います。

○田村課長 かしこまりました。御指摘ありがとうございました。

○石堂主査 どうぞ。

○関根専門委員 先ほどのご説明ありがとうございました。

意図がよくわかりました。特にこういったことをやっていただくときは、必ずしも定型的にやるのが意義がある事業ではないと思いますので、おっしゃるように民間事業者さんの創意工夫を入れたほうがいいかと思うのですが、今の話にも関係するのですけれども、気をつけなければいけないのは、それを評価する方法が、創意工夫の評価がすごく難しいと思われまので、そのあたりも工夫をされてはいかがでしょうか。いきなり自由度が深まると、どこまでやったらこれで満足できているのかということと、皆さんが思われているのと、事業者さんが思われているものの開きがあって、かえってうまくいかないこともあり得るので、その点は少しバランスをとる必要があるのかなと思っております。

○田村課長 御指摘ありがとうございます。

まさに今、コメントいただいた点は非常に難しく、バランスをとるのが難しいなと思っている点です。もちろん内部でもしっかり検討してまいりたいと考えておりますし、実施要項の策定の段階で、例えばパブリックコメントを募ったりですとか、できるだけ多くの方の御意見を事前に聞いて、それを反映できるようにしてまいりたいと考えております。

○石堂主査 よろしいでしょうか。

それでは、本事業評価（案）の審議はこれまでとさせていただきます。

事務局から何かございますか。

○事務局 特にございません。

○石堂主査 それでは、事務局におかれましては、本日の審議を踏まえ、事務局から監理委員会に報告するようにお願いいたします。

本日は、どうもありがとうございました。

（国際協力機構退室・財務省入室）

○石堂主査 それでは、続いて、財務省の「財務局の未利用国有地の管理等業務」の実施要項（案）の審議を始めたいと思います。

実施要項（案）について、財務省理財局国有財産業務課、永井調査官より御説明をお願いしたいと思います。

なお、説明は、15分程度でよろしくお願ひしたいと思ひます。

○永井調査官 業務課の永井でございます。今日はよろしくお願ひいたします。

初めに、資料の説明に入ります前に、国有財産行政の現状について、一言触れさせていただきます。

御承知のとおり、財政事情が非常に厳しいという現状におきましては、国有財産の売却によります歳入の確保が非常に重要な課題となつてございまして、具体的には、昨年8月に行革実行本部で決定されております国有資産ですとか、独法資産の売却の工程表がございまして、ここにおきまして、平成28年度までの間におきます国や独法の資産、具体的には土地の売却収入等につきまして、合計が約5,000億円以上という目安が示されてございまして。

また、平成23年12月ですが、財務省で国家公務員宿舎の削減計画を策定してございまして、この計画に基づきまして、廃止いたします宿舎の跡地につきましては、復興財源に充てることにされております。これらを踏まえまして、財務省といたしましては、売却可能となつた財産、未利用国有地につきましてはできるだけ早期に売却をして、歳入確保に努めることにしてございまして。

本日御審議いただきます2つの業務、未利用国有地の管理等業務と普通財産の管理処分等業務につきましては、今、申し上げましたような売却収入の確保ですとか、あと、それに加えて、国有財産の適正な管理に必要な業務の位置づけになつてございまして。この2つの業務につきまして、26年度以降も市場化テストを継続して実施していくことになつてございまして、この実施要項（案）につきましては、お手元の配付資料について後ほど担当から説明をさせますが、サービスの質の維持向上ということを始めとして、競争性の確保ですとか、コスト削減も念頭に置きまして見直しに努めてまいりたいと思つてございまして。今日はその具体的な、今回、2期目になります、2期目に当たつての具体的な見直し等につきまして、説明をさせていただきますと思ひます。

○糸井課長補佐 国有財産業務課の糸井でございます。よろしくお願ひいたします。

「国有財産の分類」といった色刷りの3枚紙がお手元にあるかと思ひます。実施要項（案）の御説明に先立ちまして、国有財産の概要と民間競争入札実施事業との関係につきまして若干、御説明させていただきますと思ひます。

まず、資料1枚目の国有財産の分類でございます。

国有財産の管理及び処分を規定しております国有財産法というものがあるのですけれども、国有財産を行政財産と普通財産に分類しております。行政財産につきましては、庁舎などの公用財産、あるいは道路・河川などの公共用財産などがございまして、これらの財産につきましては、各省各庁の長がこれを管理することとされているところでございまして。他方、行政財産以外の財産のことを普通財産と呼んでおりますけれども、こちらにつきましては、庁舎などの跡地ですとか、あるいは物納された土地などがございまして。普通財産につきましては、原則として、財務大臣がこれを管理していくことが国有財産法で規定さ

れてございます。

普通財産には、未利用国有地と使用者や権利者のある国有地がございます。先ほど説明がありましたけれども、未利用国有地につきましては、原則として、一般競争入札により売却を行っております、この一般競争入札に必要となります物件の調査業務ですとか、あるいは草刈り等々の物件の管理に関する業務を民間競争入札によりまして実施しているところでございます。

また、使用者や権利者のある国有地につきましても、そういった方々に対する売払いや貸付けを行っております、対象となる財産や貸付料の算定、決議書の作成などの業務を民間競争入札により実施しているところでございます。

資料の2枚目、未利用国有地の管理等業務の概要でございます。

上のハコでございますが、事業の概要として書かせていただきましたのは、未利用国有地の適切な管理や一般競争入札により売却するための物件調査等に関する業務を包括的に民間業者へ委託しているといった事業でございます。

具体的には、下のハコ、左側に「物件調査等業務」とありますが、こちらの業務につきましては、民間取引における重要説明事項にかわるものとして、物件調査書を国で作成しております。これを作成するに当たりまして、有資格者の専門的な知識を活用しまして調査を行っている状況でございます。

また、右側の「物件管理業務」のハコでございますけれども、こちらにつきましては、未利用国有地を商品として売り出すために草刈りですとか、あるいは柵の設置など、現場を適切に管理するための業務ということになってございまして、こちらにつきましても民間事業者の機動力ですとか、施工能力が必要な業務ということでございます。

概要の説明は以上でございまして、3枚目についておりますのは、普通財産の管理処分等業務でございまして、次の御審議であわせて説明をさせていただきたいと存じます。

それでは、引き続きまして、資料D-2「財務局の未利用国有地の管理等業務における民間競争入札実施要項（案）」に沿いまして説明をさせていただきたいと思っております。

こちらにつきましては、平成25年6月14日に開催されました第111回官民競争入札等監理委員会におきまして審議、了承いただきました実施事業に関する評価ですとか、あるいは今後の実施に当たっての検討事項を実施要項（案）に反映させてございます。

また、パブリックコメントの意見募集の結果でございますけれども、お手元に資料D-3があろうかと思っております。パブリックコメントにつきましては、本年10月17日から31日までの間、意見募集を行いまして、1枚目のハコで囲まれております上の①のところでございますけれども、8件の御意見を頂戴いたしております。パブリックコメントのうち一部を実施要項（案）に反映させておりますので、実施要項（案）の説明の中で変更点とあわせて御説明させていただければと考えております。

資料のページにつきましては、右下に表示されておりますページで申し上げたいと思っておりますので、よろしくどうぞお願いいたします。

それでは、早速ですが、資料の1ページ、「1. 対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき対象公共サービスの質に関する事項」でございます。

(2)の業務の対象地区及び対象財産についてでございますけれども、こちらは6月14日に閣議決定されました公共サービス改革基本方針に基づきまして、財務省の未利用国有地の管理等業務につきましましては、対象地域を拡大し実施要項に基づき適切に管理運営することとされました。対象地域につきましましては、これまで関東財務局管内のみを対象としておりましたが、これを全国の財務局及び沖縄総合事務局に拡大しております。

また、監理委員会の事業評価におきましては、官民競争入札導入の拡大に当たっては、今回の導入地区と比べ、管轄区域が広範にわたることや、業務量が少ないため、事業の採算性を考慮する必要がある。そのため、競争性が確保されるような包括が可能な地域及び業務を各地区の実情に即して選別をし、民間競争入札の導入を検討することが必要との評価をいただいたところでございます。

詳細につきましては、資料の16ページ、17ページをご覧くださいと思います。

別添1といたしまして、対象地区及び対象業務一覧がございます。包括化に当たりましては、業務量ですとか管轄区域など、競争性の確保や民間事業者の採算性を考慮いたしまして、各地区の実情に即して可能な限り包括化を行ったという内容になってございます。

ここで大変恐縮でございます。17ページ、下から3つ目の福岡財務支局のところですが、一部修正がございます。水色で表示してございます「⑮物件調書作成」の「その②」とあるのですが、こちらにつきましましては「その③」ということでございまして、こちらは表示の誤りでございます。大変申しわけございません。後刻、修正をさせていただきたいと存じます。

続きまして、資料の3ページ目にお戻りいただければと思います。

(6)のサービスの質の設定についてでございます。

公共サービスの質を確保するため、民間事業者に対する要求水準を設定しております。

①未利用国有地の管理等業務の処理期間内の処理率でございますが、資料が前後いたしますが、42ページをご覧くださいと思います。

42ページは、別添3ということで、業務の処理期間一覧表がついてございます。こちらは各業務につきまして期間を指定しております。その期間までに処理を完了するものとして、達成目標を100%としているところでございます。

資料の4ページ目、②各種情報等の適正な管理等でございます。

業務の実施に当たり、知り得た情報を漏洩することがないように厳格な情報管理を行うこととしているところでございます。

③でございますが、各業務において確保すべき水準でございますが、こちらにつきましましては、各業務の仕様書ということで、別添2で仕様書がついておりまして、その仕様書に基づいて実施をしていくということでございます。本事項につきましましては、監理委員会の事業評価におきましても、達成すべき質として設定された各種項目の全てが達成されたと

いう評価をいただいておりますことから、こういった水準を維持してまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、(7) 創意工夫の発揮可能性でございます。

未利用国有地の管理等業務の実施に当たりまして、民間事業者の創意工夫に基づく業務全般に対する提案や従来の実施方法に対する改善提案を求めてまいります。本事項につきましても、監理委員会の事業評価におきまして、民間事業者からの改善提案による改善実施事項について、民間事業者の創意工夫が発揮されているとの評価をいただきましたことから、公共サービスの質の維持向上に努めるため、民間事業者の提案を積極的に採用してまいりたいと考えております。

資料の5ページ、「2. 実施期間に関する事項」でございますが、実施期間は、平成26年4月から平成29年3月31日までとしておりまして、3カ年の国庫債務負担行為による複数年契約で行ってまいります。

次に、その下の「3. 入札参加資格に関する事項」でございます。

入札参加資格につきましては、法令の規定や競争参加資格に基づくものとしておりますほか、本件事業は、複数業務を包括化しておりますことから、6ページの(10)にありますように、民間事業者が単独で業務が担えない場合は、複数の者で構成されるグループで参加することを認めているところでございます。他方、競争性の確保の観点では、監理委員会の事業評価におきまして、実施地区において1者応札であったことから、競争性を高めるため、入札参加要件の見直しについて検討することが必要といった評価をいただいたところでございます。

これを踏まえまして、45ページ、別添5で入札参加資格でございます。①でございますが、「物件調書作成業務」の入札参加資格でございます。こちらにつきましては、これまで宅地建物取引主任者を5名と定めておったところですが、こういった人数制限は撤廃いたしました。

また、このほかパブリックコメントの御意見を踏まえまして、業務と地域の包括化に伴いまして、予定価格が高額となるために、競争参加資格の等級が上位の級に設定されるといったことに鑑みまして、下位の等級につきましても参加が可能となるよう、弾力的な運用にも努めたところでございます。

資料の7ページにお戻りいただきたいと存じます。

「4. 入札に参加する者の募集に関する事項」でございます。

(1) 入札に係るスケジュール(予定)でございますけれども、入札公告を11月下旬頃としておりまして、入札書類の受付期限を1月下旬頃としております。この間、約2カ月の期間を設定しているところでございますが、これは先ほど御説明いたしましたとおり、民間事業者が単独で業務が担えない場合は複数の者で構成されるグループで参加することを認めておりますことから、グループ組成に要する期間を十分にとる必要があるということをご考慮したものでございます。さらに、競争性の確保の観点から、入札公告後におきま

して、宅建業協会ですとか、あるいは土地家屋調査士協会など、関係団体に対しまして入札公告内容を広報いたしまして、団体傘下の民間事業者への周知にも積極的に努めてまいり所存でございます。

続きまして、8ページ、「5.対象公共サービスを実施する者を決定するための評価の基準その他の対象公共サービスを実施する者の決定に関する事項」でございます。

実施事業者につきましては、民間事業者からの提案に基づく評価点と価格競争を踏まえた総合評価落札方式により決定することとしてございます。

資料の48ページ、49ページをご覧いただきたいと思っております。別添6でございます。

未利用国有地管理等業務を実施する者を決定するための評価基準となっているわけですが、民間事業者からの提案に基づく評価に当たりましては、提出された提案書の内容が業務の目的に沿った実行可能なものであるか、あるいは効果的なものかにつきまして、評価基準に基づきその評価をしていくこととしております。

具体的には、実施体制として、指揮命令系統の確立状況ですとか、あるいは円滑な業務運営に必要な人員が確保されているか、また、業務の実施方針の面では民間事業者の創意工夫を発揮し、サービスの質の向上やコスト削減に対する提案の有効性など、こういったものについて評価を行っていくこととしております。

他方、競争性の確保の観点では、監理委員会の事業評価におきまして、実施地区において1者応札であったことから、競争性を高めるため、評価項目の見直しについて検討することが必要という評価をいただきました。これを踏まえて提案書を見直ししてございます。

資料の43ページ、44ページでございます。別添4の提案書でございます。

こちらにつきましては、民間事業者の提案項目と国の評価項目をわかりやすく整理して、提案内容がどの評価項目で評価されるのか、こういったところを明記することによりまして、国側と民間事業者側の視点の統一を図ったということと、提案書の作成に当たりましてボリューム感をわかりやすく民間事業者にお示しすることによりまして、民間事業者が競争に参加しやすい環境を整えまして、競争性の確保に努めようということでございます。

資料の9ページへお戻りいただきたいと思っております。

(2)の落札者の決定でございますが、落札者の決定に当たりましては、提案書の審査により得られた各評価項目の得点の合計点を入札価格で除して得られた数値の最も高い値の者を落札予定者として決定いたします。価格競争につきましては、監理委員会の事業評価におきましても、各地区の官民競争入札導入前の平成22年度契約単価と導入後の平成23年度契約単価を比較すると、導入後のほうが総じて低い単価での契約が実施できているとの評価をいただきました。こういった点を踏まえまして、競争性を確保しつつ、さらなるコスト削減にも努めてまいりたいと存じます。

最後になりますけれども、未利用国有地の管理等業務の実施に当たりましては、サービスの質の維持向上、競争性の確保、コストの削減、こういった観点から、今後も不断の見直しを行っていく所存でございますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

以上で実施要項（案）につきまして説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○石堂主査 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明内容につきまして、御質問、御意見のある委員は御発言をお願いいたします。

どうぞ。

○井熊副主査 何点かあるのですけれども、7ページのグループの構成のところ、言っていることはわからないのではないのですが、ちょっとわかりにくい。基本的には、⑤と⑨以外のものは全員が満たさなければいけなくて、⑤と⑨は代表者だけ満たせばいいのですね。だから、そういうわかりやすい表記のほうがいいかなと思います。

この前は1者応札だったのですね。ですから、どういう理由で1者応札だったのかをどのぐらい調査されているのかということもあるのですけれども、十分認知が足りなかったとかということであれば、入札の公告から受付まではそういう認知も含めた期間をとるべきかなと。2カ月ありますけれども、年末年始も入っているから、実質1カ月半ぐらいということを見ると、入札書類の受付期間から落札者決定までは1カ月半ぐらいあって、これは長いなということで、この辺でもう少し改善の余地があるのではないかなという感じがいたします。

あと、16ページ、17ページで、対象外といったところが地域によって物すごく差があって、北海道とか東北は7割方対象外みたいな形になっていて、何でこんなに地域で差が出るのかを教えてほしいのですが。

○糸井課長補佐 先生のほうから御質問のありました点でございますが、まず、1点目の7ページの②のところ、代表者及びグループ構成者の競争参加資格を満たす要件、こういったところをもうちょっとわかりやすくしたほうがよろしいのではないかとこのところにつきましては、わかりやすい表現につきまして検討させていただきたいと考えております。

4の（1）入札に係るスケジュールでございますけれども、書類の受付期限から開札・落札者の決定までの間が約1カ月半あるというところで、こういった部分について、もうちょっと国側で工夫できるところは工夫して、国側の実施する期間を短縮するかわりに長い期間、公告をしていくところにつきまして、こちらにつきましても実施のスケジュールを勘案いたしまして、可能な限り長くしていきたいということを検討していきたいと考えております。

資料の16ページ、17ページの財務局ごとに実施の事業が入っている部分と入っていない部分が大きく違うのはなぜかというところでございますけれども、今回、包括化を検討するに当たりまして、まず、未利用国有地のストックを各財務局でどのくらい持っていて、その財務局ごとに包括化するに当たって、やはり売却をするに当たって必要な業務が僅少であったり、あるいは対象業務としなくても対応ができるものにつきましては、今回、包括化の対象から外させていただいたというのが実態でございます。需要がない業務を包括

化してしまうことによりまして、競争参加資格がそれぞれの業務ごとに異なってまいります。そういったしますと、グループで参加する場合にそういった包括化対象業務に関する資格を全てグループの中で有しなければいけないというところで、業務量に対して競争参加資格を逆に狭めてしまう結果などもあるというところで、事業者の採算性ですとか、そういったものも踏まえまして、各財務局の実情に応じて今回、包括化をさせていただいたということでございます。

○井熊副主査 今のお話だと、これはどちらかというところ、地方部の財務局がいわゆる土木作業みたいなものが抜かれていて、大都市があるようなところが割と包括性が高くなってくると、処分するのは、都会のところを中心で、地方部に関しては、財産管理のところを中心になる。そういう意味が含まれていますね。

○糸井課長補佐 先生のおっしゃるとおりでございます。未利用国有地といいますのは、そもそも国家公務員宿舎が廃止されて、普通財産となったものですか、あるいは相続税物納によって引き継がれてくる財産ですか、そういったものなどがあるのですけれども、傾向を見ますと都市部の東京あるいは名古屋ですとか大阪などを中心に未利用国有地が多く存在してございます。そういったものにつきまして、一般競争入札を実施していくわけですけれども、都市部に所在する、どちらかというところ優良な物件については、一般競争入札に付せば売却できる場所もあろうかと思えます。他方、地方で余り需要が見込まれないようなところについても未利用国有地は幾つかございます。そういったものについては、売れるまでの間、維持管理をしていかなければいけない。草を刈ったりですとか、あるいは不法侵入を防止するために柵を設置する。柵が壊れていたらそれを補修するとか、維持管理の業務を行っていかねばいけない。そういった現地におきます需要に基づいて対象業務を包括化しているところもあろうかと思えます。

○石堂主査 ほかはいかがでしょうか。

○早津専門委員 1者応札のところですが、入札説明会に来ていた数字も1者なのですか。

○糸井課長補佐 前回の実施が1者応札となった内容につきまして、実際に1者だけだったのかという御質問でよろしゅうございますか。

○早津専門委員 はい。

○糸井課長補佐 こちらにつきましては、入札説明会の際には17者、参加してございます。実際に応札がありましたのは1者だけだったわけです。

これにつきまして、入札説明会に出席した民間事業者には、なぜ入札に参加しなかったのかアンケートをとらせていただきました。その結果、先ほど先生から御質問がありましたとおり、業務が包括化されていることもあって、1つの事業者だけではなかなか全ての業務が網羅できないという中で、グループを組成するための時間が短かったという御指摘等もございました。そういった部分も含めまして、民間事業者側から入札への参加を断念された実態などもございます。

こういったものも踏まえまして、先ほど御指摘のありました入札公告をしてから、入札関係書類の受付までの間につきましては、最大限期間を長くにとって、民間事業者側のグループの組成に要する期間として有効に活用できるように国側といたしましても調整を図っていきたいと考えているところでございます。

○関根専門委員 今の件にも関連して、パブリックコメントの中でも、その会社では全部はできないとかというコメントがあり、当局の考え方として、グループ構成によるというので答えていらっしゃるのが幾つかあります。恐らく相当工夫されてグループということを出されていると思うのですが、これを読んでも、うちでは全部はできないけれども、グループだからできるとまではなかなか心が動かされないような気がします。そのあたりは、説明会などで強調されるのでしょうか。グループで何とかやってほしいと思っても、グループをつくるまでに至らないのではないかとも思っております、書き方を変えればそれで済むのかというと、必ずしもそうではないかと思えます。時間もとっていただいたということで、それを強調した形にすると共に、グループをつくる場合に、グループのつくりやすさがでないと、自分たちはやりたいと思っても誰かとグループをつくってというのはなかなか難しいのではないかと思っております。そのあたりについて何か考えられていることがありましたら教えていただきたいのですが。

○糸井課長補佐 グループ構成の関係につきましては、民間事業者側で組成をしていただくことになるのですけれども、国側といたしましても入札公告をしてそれで終わりということではなくて、まずは、先ほど御説明をさせていただきましたが、入札公告をした時点におきまして、関係する宅建業協会ですとか、あるいはその他の関係する諸団体へ入札公告していること、この入札の業務につきましては複数の業務を包括化して委託をしていくということなので、1つの事業者で無理であれば、関係する事業者とグループを構成して参加することもできますということに関係団体にまず、周知をさせていただいて、傘下の民間事業者へそういった部分を周知いただく方法。あとは、入札関係書類等を配付するわけですが、そういった入札関係書類あるいは入札説明会の中で、この業務の中身だけではなくて、その業務をやるためにはこういう体制が必要になるのですと。今回、総合評価落札方式でございますので、当然、提案書の中にも組織体制ということで、どういう処理体制を組んで本件業務に臨むのかとか、そういった内容につきまして事細かに丁寧に入札説明会でも説明をさせていただくことによって、民間事業者側の意識の中に若干でもそういったものが残っていただければ、グループの組成への一助となるのかなと考えているところでございます。

○永井調査官 補足ですけれども、未利用国有地の管理等業務におきましては、前回、関東財務局を2つの地域に分けまして、首都圏と北関東という2つの地域のみを実施しております、今回、全国展開をするという中でどのような応札の状況になるのか。あとは、今、申し上げましたが説明会等で丁寧に御説明をしつつ、どのような形で応札していただけるのかを見ながら、改善すべきは改善していきたいと考えてございます。

○石堂主査 ほかはいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、本実施要項（案）の審議はこれまでとさせていただきます。

事務局から何かございますか。

○事務局 今、財務省から御検討いただく点が幾つかございましたので、それは財務省と調整した上で、先生に御確認いただく形をとりたいと思っております。

○石堂主査 それでは、本実施要項（案）につきましては、本日をもって小委員会での審議はおおむね終了したものと、改めて小委員会を開催することはせず、実施要項（案）の取り扱い、監理委員会の報告資料の作成については、主査である私に一任させていただきますと思います。

委員の先生方、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○石堂主査 ありがとうございます。

今後、実施要項（案）の内容等で何か疑義等がございましたら、事務局から各委員にお知らせし、適宜意見交換をさせていただきます。よろしく願いいたします。

また、委員の先生方におかれましては、本日、質問できなかった事項等がございましたら、事務局にお寄せいただきたいと思います。

それでは、続きまして、同じく財務省の「財務局の普通財産の管理処分等業務」の実施要項（案）の審議を始めたいと思います。

実施要項（案）につきまして、引き続き、財務省より御説明をお願いしたいと思います。

なお、説明は、15分程度でお願いしたいと思います。

○糸井課長補佐 それでは、引き続き御説明させていただきたいと存じます。

まず、先ほど説明させていただきました参考資料の3ページ目をご覧いただきたいと思います。

財務局の普通財産の管理処分等業務の事業内容を記載してございます。

まず、上のハコの「事業の概要」でございしますが、使用者や権利者に対する売払いや貸付け、適正な財産管理の観点から、誤信使用財産等の現況調査や台帳価格改定に関する業務を包括的に民間業者へ委託するものでございます。

具体的には下のハコのとおりでございしますが、国が自ら行う業務、価格等の決定ですとか、契約締結といった業務以外で、管理処分に必要となる全ての業務につきまして、有資格者の専門的な知識を活かした調査を行っていく必要がございます。

概要の説明は以上でございます。

引き続きまして、資料5-2「財務局の普通財産の管理処分等業務における民間競争入札実施要項（案）」に沿いまして、説明をさせていただきたいと存じます。

こちらにつきましては、官民競争入札等監理委員会におきまして、6月に審議了承いただきました実施事業に関する評価、今後の実施事業に当たっての検討事項につきまして、

実施要項（案）に反映させておりますので、前回の実施内容との変更点を中心に御説明させていただきます。

なお、パブリックコメントの意見募集の結果でございますけれども、資料のD-3でございますが、こちらにつきましても、10月17日から31日までの間に募集をさせていただきまして、②のところでございますけれども、6件の御意見を頂戴したところでございます。

そのうち、御意見の中で実施要項（案）の記載事項の欠落ですとか、あるいは平仄を合わせるべき事項につきましても、御意見を踏まえた修正を行いまして、実施要項（案）に反映させていただいておりますことを御報告させていただきたいと存じます。

それでは、資料の1ページから御説明をさせていただきたいと思っております。

まず、「1. 対象公共サービスの詳細の内容及びその実施に当たり確保されるべき対象公共サービスの質に関する事項」でございます。

（2）の業務内容でございます。

こちらにつきましては、平成25年6月に閣議決定されました公共サービス改革基本方針に基づきまして、財務局の普通財産の管理処分等業務につきましては、従前の実施内容を継続することとされております。

他方、競争性の観点では、監理委員会の事業評価におきまして、実施地区において1者応札の箇所数が民間競争入札導入前後において、40カ所から36カ所に減少しているけれども、さらなる競争性の向上を図るため、入札実施地域の統合による委託財産数量の増加等の検討を行うことが必要といった評価を頂戴しております。

これは、普通財産の管理処分等業務につきましては、相手方からの申請に基づき、受動的に業務が発生するものでございまして、国が自ら業務量を増やすことができないことによるものであります。これを踏まえまして、業務量ですとか、管轄区域など、各地区の実情に即して、可能な限り包括化を行っているところでございます。

具体的に包括化をしたところについて説明させていただきます。

資料の30ページ、別添4の「対象地区及び対象財務局等一覧」でございます。

一番左側に番号が振ってございますが、27番をご覧いただきたいと思っております。静岡県につきましては、これまで静岡財務事務所管内と沼津出張所管内を別の契約としておりましたが、これを包括化しております。

また、下の46番の福岡県と佐賀県でございますけれども、こちらにつきましても、福岡財務支局本局管内、小倉出張所管内、佐賀財務事務所管内の包括化を行っております。

資料の5ページ、（4）サービスの質の設定でございます。公共サービスの質を確保するため、民間事業者に対する要求水準を設定しております。

①の「管理処分等業務の処理期間内の処理率」でございますが、売払い業務に係る申請書受理から契約通知文書送付までの処理期間内の処理率の達成目標を100%としております。これは、監理委員会の事業評価におきまして、質の確保について適切に把握できるよう、目標値の検討を行うことが必要との評価をいただいたものでありまして、目標値をわ

かりやすく見直ししたものでございます。

具体的には、従前は目標値が92.5%といった数値を設定してございました。これは評価に当たり、民間精通者の意見を徴する必要が生じた事情ですとか、あるいは相手方が価格通知時期を指定してきた事情など、民間事業者の責によらない事情も含めて目標値を設定していたものでございます。平成26年度からは、民間事業者の責によらない事情を除きまして、目標値を100%とすることで、質の確保に係る実施状況の評価をわかりやすく数値化することといたしたところでございます。

資料の6ページ、②各種情報等の適正な管理等でございしますが、業務の実施に当たり知り得た情報を漏洩することがないように、厳格な情報管理を行うこととしております。

本事項につきましては、監理委員会の事業評価におきましても、達成すべき質として設定された管理処分等業務の処理期間内の処理率、各種情報等の適正な管理の項目全てが水準を達成したという評価を頂戴しておりますことから、この水準を維持してまいりたいと存じます。

続きまして、(5) 創意工夫の発揮可能性でございします。

普通財産の管理処分等業務の実施に当たりまして、民間事業者の創意工夫に基づく業務全般に対する提案や、従来の実施方法に対する改善提案を求めてまいります。

本事項につきましては、監理委員会の事業評価におきましても、民間事業者からの改善提案による改善実施事項につきまして、民間事業者の創意工夫が発揮されているといった評価をいただきましたことから、公共サービスの質の向上に努めるため、民間事業者の提案を積極的に採用してまいります。

続きまして、8ページ、「2. 実施期間に関する事項」でございします。

実施期間は、平成26年4月から平成29年3月31日までといたしてございまして、こちらにつきましても、3カ年の国庫債務負担行為による複数年契約となっております。

「3. 入札参加資格に関する事項」でございします。

入札参加資格につきましては、法令の規定や競争参加資格に基づくものとしておりますほか、9ページの(12)でございします。先ほどの未利用と同じでございしますけれども、民間事業者が単独で業務が担えない場合は、複数の者で構成されるグループで参加することを認めているところでございします。

また、さらなる競争性の向上の観点から、入札参加資格を緩和してございします。従前は、グループで参加する場合、参加グループの全ての構成者に宅地建物取引業法に基づく免許を受けていることを要件としてございしましたが、これをグループ参加する民間事業者のうち、1者以上が要件を満たせばよいこととしたところでございします。

続きまして、「4. 入札に参加する者の募集に関する事項」でございします。

(1) 入札に係るスケジュール(予定)でございしますが、こちらにつきましても、11月下旬頃に入札公告、入札書類の受付期限を1月下旬頃ということで、約2カ月間の期間を設定しているところでございします。

こちらにつきましても、グループでの参加を認めているということで、グループの組成に要する期間を十分にとる必要があると考えているところでございます。

さらに競争性確保の観点から、入札公告をするだけではなくて、宅建業協会に対しまして、入札公告内容を広報するなど、傘下の民間事業者への周知にも積極的に努めてまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、11ページ、「5. 対象公共サービスを実施する者を決定するための評価の基準その他の対象公共サービスを実施する者の決定に関する事項」でございまして。

落札者につきましては、民間事業者から提案に基づく評価点と価格競争を踏まえた総合評価落札方式により決定することとしております。

資料の31ページ、32ページ、別添5の「管理処分等業務を実施する者を決定するための評価の基準」でございまして、こちらにつきまして、民間事業者からの提案に基づく評価に当たりましては、提出された提案書の内容が、業務の内容に沿った実行可能なものであるか、また、効果的なものかについて、評価基準に基づき評価をしてみたいと思っております。

そして、民間事業者の創意工夫が発揮され、サービスの質の向上ですとか、あるいはコストの削減に対する提案といった有効性等について、評価を行っていきたくと考えてございます。

さらに競争性の確保の観点では、資料の28ページ、29ページでございますけれども、別添3の提案書でございまして。

民間事業者の提案項目と国の評価項目をわかりやすく整理するというところで、提案内容がどの評価項目で評価されるのか、こういったことを明記することにより、国と民間事業者の視点を統一すること。提案書の作成に係るボリュームをお示しすることによりまして、民間事業者が競争に参加しやすい環境を整え、競争性の確保にも努めようということでございます。

資料の11ページにお戻りいただきまして、(2)落札者の決定でございまして。

落札者の決定に当たりましては、提案書の審査により得られた各評価項目の得点の合計点を、入札価格で除して得られた数値の最も高い値の者を落札予定者として決定いたします。

最後になりますけれども、普通財産の管理処分等業務の実施に当たりましては、サービスの質の維持向上、競争性の確保、コストの削減といった観点から、今後も不断の見直しを行っていく所存でございます。

以上で、「財務局の普通財産の管理処分等業務における民間競争入札実施要項（案）」につきまして、説明を終わります。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○石堂主査 御説明ありがとうございました。

各委員は、御質問、御意見等がございましたら、お願いいたします。

○井熊副主査 先ほどの共通したところは反映していただくということでお話がありましたので、1点だけ、パブコメのほうでもあったのですけれども、目標値の100%というところで、前の業務と違ってこれは相手方があることなので、この辺がやや怖いかなということで、下に例外事項を書いているのですが、何となく具体的にどうするのが、聞いていてもよくわからない。例えば相手方の事情で期限を守れなかった場合は例外とするのか。相手方がおくれたことによって、5日間おくれたのだったら5日を除外することを言っているのか。前者であれば安心感があるけれども、後者だとどうやってカウントするのかとか、例外事項をどうやって例外化するのが具体的によくわからない。

個人的には、相手方のある交渉事なので、5日おくれたから5日除外するのはなかなか難しい話なので、そういうケースがあった場合で、財務省さんが認めた場合は、このケースはしょうがないということで認めてあげるとか、その辺の少し緩みを持たせてあげたほうがいいのかという感じがします。

○糸井課長補佐 御指摘いただきまして、ありがとうございます。

申請書を受理してから相手方に価格を通知するまでの間を30営業日ということで設定しておるわけですが、一般的には、国から目録を交付しまして、民間事業者のほうで権利関係調査、現地調査、価格の評価をやっていただいたものを決議書として作成し、その作成をしたものを国に上げてくる。国側でその決裁をとったものにつきまして、契約関係書類を民間事業者のほうで通知をしていただくという一連の流れがあるわけなのですが、そういった中で、まず、財産の大きさですとかそういったものによって、民間事業者のほうで評価ができない財産が出てまいります。そういった場合には、不動産鑑定士へ評価の依頼をすることになります。通常、民間事業者で評価をやれば30日で終わるものを、不動産鑑定士へ別途発注をすることになりますと、また、そこで入札の公告ですとか、そういったものの期間をとらなければいけないとか、そういった事情で遅れることにつきましては、国側から目録を交付する時点で、この財産については、民間事業者のほうで評価ができないことがあらかじめわかっておりますので、そういったものについては、初めから除外をすることが一つ考えられます。

あともう一つ、相手方の事情によってというところで、相手方が契約書を送ってもらっても、資金調達の関係とかそういったものがあるから、今すぐ契約できないので、少し契約書の書類をおくらせてくれといった話があった場合は、これはやはり相手方との交渉事になりますので、そういった中で仮に30営業日以内に契約書類の通知ができないとか、そういったことになった場合には、これも当然民間事業者側の責ではなくて、あくまでも相手方の事情によって30営業日以内にできないということになりますので、これが例えば30日ではなくて31日になるとか、32日になる、33日になるという、1日でも外れるといった場合には、そこはこの事業評価の分母からは外していく。

こういったものにつきましては、当然のことながら、国と民間事業者側で契約を行った上で事業を実施してまいりますけれども、そういった中で常日頃、民間事業者とはやりと

りをやっておりますし、目録を交付した財産に関する進行管理といったものも、民間事業者側もやっておりますけれども、国側もやっております。

そういった中で、目標達成に向けて相互に進行管理をやっているところもありますので、そこは一件一件個別に、遅れているのであれば何で遅れているのかとか、そういったものを一件別にヒアリング等もやりながら事業をやっておりますので、民間事業者側でわかりづらいということではなくて、国側もなぜおこなっているのかを把握しながら、この評価に当たりまして、分母に入れるか入れないかについても考えているところでございます。

○井熊副主査　そういう柔軟性のあるものだということが、何らかの形で伝わるようにお願いします。

○糸井課長補佐　こちらにつきましても、入札公告だけではなくて、入札説明会ですとか、そういった中でも目標値の達成についてわかりやすく除外される場合ですとか、そういったものについて説明をしてみたいと思います。

○石堂主査　やはり100%にしてしまったから、民間業者のほうが自分の責任だと言われるのはどういう場合なのだろうというのは、これはパブコメにも出ていますので、そこが非常に不安だと思うのです。だから、概括的にまさしく進行管理しながら、おこなうそうだとするときにはその事情を聞いて、それは気にしなくていいですよということをやりますからということではありましようが、それは後からわかる話になるので、できるだけこういう事例は責任を問いませんというのを、むちゃくちゃそんなに数が多いはずはないので、書くべきではないか。なおかつ、どうしたって書き切れない部分はありますから、これに該当しないものについては御相談くださいと、お互いに進行管理しながらやっていくというケアが必要なのではないか。事例をできるだけ書くほうがいいのではないかというのを感じるのですけれども、いかがですか。

○永井調査官　ありがとうございます。

そういう面では、実施要項（案）の5ページでも、（4）の①の4行目では、「特別の事情（注1）によるものを除き100%」ということで、そういうものは除くということを明確に我々としては書かせていただいたかなと思っております。ただ、そういう御指摘がございましたので、例えば注1のところでは例示として2つ、評価資料の話と、相手方の通知というところがありまして、これに明確にはっきりそうだとするものを、今までの例でどんなものがあつたのか、加えられるものを検討させていただいて、加えられるものは加えさせていただきつつ、あとどうしても、今、先生がおっしゃられたようなことに関しましては、説明会でそこは十分説明するなり、検討させていただきたいと思っております。

○石堂主査　よろしく申し上げます。

ほかはいかがですか。

○関根専門委員　今の話の補足になるのかもしれませんが、特別の事情といっても、何が特別の事情かというのが非常に曖昧なところもありますので、今のような御意見が出てくるのかと思います。先ほど御説明いただいたように、目標値を100%にするのは、事情

は十分勘案するが、それ以外のことはきちんとやらしてもらおうという趣旨かと思います。それがこの紙だけではうまくあらわれていないため、読むほうからすると、とにかく100%を目指すという数字だけが目立ってしまうように思います。従いまして、ここに書くのがふさわしいかどうかかわからないですけれども、先ほど御説明いただいた進行管理をする等した上で、本当にきちんとやっていることを確認するためにそうされているのだということが、少しでもニュアンスが出るようにすれば、もう少し安心するのではないかと思います。

○糸井課長補佐 目標を100%に設定しておりますので、特別な事情というものがあるのか。そういったものを前提に置きまして、当然そういった特別な事情がないものについては、民間事業者が期間までにやっていただくというところがございますので、そういった部分について、国側も目標値の達成に向けた指導ですとか、あるいは相談ですとか、そういったものについて乗っていくところにつきまして、この要項につけ加えられるところがございますらつけ加えますし、入札説明会の中でもこういった部分につきましては、特にわかりやすく民間事業者へお伝えしていきたいと考えております。

○石堂主査 些細なことかもしれないのですが、6ページで「各種情報等の適正な管理等」というところがあって、2)で「管理処分業務に係る情報が外部等に漏洩することがないよう」という表現があるのです。先ほどの未利用地のものも、実は、4ページの同じ項目の中で「未利用国有地管理等業務の実施に当たり、知り得た情報を漏洩することがないよう」という表現になっているのです。これは、業務をやる上でいろいろなことを情報として知るわけですが、秘密性のあるものないもの、外部に漏らしてはいけないものも、世の中のみんなが知っていて、漏らす漏らさないの問題のないものがある中で、何となく裁判員裁判ではないですが、一切しゃべるなみたいに見えます。普通こういう書き方になっているのですか。業務上知り得た秘密を漏らしてはならないというのはよく出てくる表現だと思うのですが、秘密、秘密でないにかかわらず情報を全て漏らすなという書き方が普通なのかなと、ちょっと思ったのです。一般的にこう書かれているなら今さらという気もするのですが。前回もこうなのですか。

○糸井課長補佐 そうですね。書きぶりとしてはこのとおりですが、特に例えば未利用国有地の管理等業務で知り得た情報の中で、物件調書作成業務があるのですが、物件調書を作成することは、今後、一般競争入札で売却されることがわかるわけですが、そういったものを一民間事業者が第三者に対して、ここを今、調査やっているから、今後売却に出るよとか、そういったことを当然第三者に漏らしてはいけないわけですが、国のほうからそこは当然業務委託契約でも対応しておりますし、あとは民間事業者側の中で、そういった機密等々に関する規約といいますか、そういったものを定めまして、的確に運営をしているというのが現状でございますので、ここの書きぶりについては、第三者に漏れることによって国の業務に影響が出る部分については、ここの部分できちんと担保しておく必要があると考えているところでございます。

○石堂主査 あとは何かございますか。

よろしいですか。

それでは、本実施要項（案）の審議はこれまでとさせていただきます。

事務局から何かございますか。

○事務局 ただいま御指摘いただきました点について、財務省と検討した上で、先生方に御連絡を差し上げて確認いただくということでよろしいでしょうか。

○石堂主査 それでは、本実施要項（案）につきましては、本日をもって小委員会での審議はおおむね終了したものとしまして、改めて小委員会を開催することはせず、実施要項（案）の取り扱い、監理委員会の報告資料の作成については、主査である私に一任させていただきますと思います。

委員の先生方、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○石堂主査 ありがとうございます。

今後、実施要項（案）の内容等で何か疑義等がございましたら、事務局から各委員にお知らせし、適宜意見交換をさせていただきます。よろしく願いいたします。

また、委員の先生方におかれましては、本日、質問できなかった事項等がございましたら、事務局にお寄せいただきたいと思います。

本日は、どうもありがとうございました。

（財務省退室、都市再生機構入室）

○石堂主査 それでは、独立行政法人都市再生機構の「賃貸住宅入居者募集業務」の契約変更についての審議を始めたいと思います。

最初に契約変更の内容について、都市再生機構住宅経営部営業推進チームの白須チームリーダーより御説明をお願いしたいと思います。

なお、説明は、10分程度でお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○白須リーダー それでは、私、白須から御説明をさせていただきます。

都市再生機構の賃貸住宅入居者募集業務について、業務の概要でございますけれども、機構が保有管理する全国で約75万戸の賃貸住宅への入居を希望する者に対して、住宅のあっせん、希望する住宅に対してどのような住宅を御あっせんするかといったところ。契約事務、必要な書類を提出していただくとか、そういった内容でございます。入居資格の確認、提出していただいた書類の確認等、契約内容の説明等を実施する内容でございます。

営業体制でございますけれども、75万戸に対して、全国で23か所の営業センターを主要なターミナル駅に設置しまして、そのうち4か所で民間競争入札を実施しております。ざっと23の内訳でございますけれども、いわゆるURの職員を置いた直営店が10か所。

先に民間競争入札の御説明をさせていただきますけれども、直営型に対して民間事業者に代理権を付与して、宅建業法との法令に基づいて、機構の代理として事業者が業務を契約締結まで実施する。重要事項説明等を行いながら契約を締結する。それに倣った形で民

活型9か所の営業センターを設置しております。計23か所です。

この民間競争入札4か所は錦糸町、町田、所沢、天王寺とございますが、今回議論に付しておるのは、町田の財団法人住宅管理協会が受託者で、平成24年から3年間の業務実施期間でございますけれども、その下の方「財団法人管理協会を巡る改革の動き」とございまして、公益法人制度改革ということで、平成25年11月30日までに新たに公益財団法人なり一般財団法人へ移行する、又は解散というスケジュール感が決まっております。

また、一方で私ども独立行政法人都市再生機構は、行革の流れで議論をされておりました、平成19年の整理合理化計画という閣議決定の中で、住宅管理協会については、組織形態を見直すことによって、連結決算を行うなど、都市再生機構との関係等について情報を公開し、透明性を確保するといった2つの流れを受けまして、URとしましては、住宅管理協会については株式会社化していこうということで、平成25年8月1日に株式会社URコミュニティを設立。こちらは下のポツでございますけれども、財団法人の住宅管理協会が出資し、株式会社URコミュニティを設立してございます。

協会から新会社に、12月1日に事業譲渡を発効しますけれども、その段階で事業譲渡、資産・負債の移転、25年12月1日付です。

なぜ25年8月1日からこの間あるかということ、例えば営業センターの仕事を事業譲渡する予定ですが、宅建業の免許を取るなどの準備期間がございますので、まず、8月1日に設立をし、準備を経た上で12月1日に業務開始というスケジュールでございます。

12月1日以降、財団法人住宅管理協会は、清算法人になっていきますので、協会清算手続完了後、その株式を残余財産として機構に寄附することによって、機構の100%子会社化ということで、このガバナンスをきかせた上で、URコミュニティが仕事をしていくということでございます。

(※)で解説してございますけれども、業務の重点化を図るため、基本的には、財団法人住宅管理協会のやっている仕事につきましては、URコミュニティに仕事を移していくのですけれども、一部第三者に譲渡するものもございます。

ただ、このUR町田営業センターの取扱いでございますけれども、URコミュニティの仕事の一つとして、賃貸住宅団地等の管理運営に関する業務、不動産賃貸借の仲介ということで、宅建免許も既に取得しておりますので、これについては、引き続き実質的には同じ会社であるURコミュニティで仕事をやっていこうということでございます。民間競争入札の対象であるこの町田営業センターについても、実施期間満了までURコミュニティが業務を実施する。

URコミュニティの体制ですけれども、業務開始後も所長以下同じ体制、同じ人数で業務を実施しますし、実施内容も変更なしということで、実質的には財団法人から株式会社に変わるということで、形式的には事業譲渡という法律的な手続を踏みますけれども、実質的には同じ会社がやり続けるのに近い状況でございます。

実施体制が右側の表にございますとおり、本部が本社に、東京支部が東日本支社という

名前には変わりますが、基本的には同じメンバーで仕事をやっていくという内容でございます。

URコミュニティの財務状況はどうかというところですが、あくまで住宅管理協会が仕事を続けていますので、今の段階での推計値でございますが、資産、負債、純資産の関係でいけば、ある程度負債に対して流動資産を持ってございますので、財務状況も問題なかろうというところでございます。

こういった形ですので、事業主体は変わりますが、契約の変更を認めていただければということで付議した次第でございます。

説明は以上でございます。

○石堂主査 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御意見、御質問のある委員はお願いいたします。

○井熊副主査 これは財団法人住宅管理協会と機構とのもとの関係はどういう関係だったのですか。

○白須リーダー URは100%出損をして、昔でいいますと、公団住宅を管理するためにつくった財団法人という関係でございます。

○井熊副主査 ということは、機構の関連団体が組織の形態を変えたということですね。

○白須リーダー そうでございます。

○石堂主査 URコミュニティは、もともとあった財団が100%出資してつくったということですが、出損金を全部吐き出したと考えていいですか。

○白須リーダー 最終的に残るものは全てそうですね。資産として株式化して、それをURに引き継ぐ。

○石堂主査 ですから、今、100%出資したその株式を全部機構に差し上げてというお話ですが、それで財団は空っぽになるのですか。

○白須リーダー 空っぽになって、最終的には全くなくなるということでございます。

○石堂主査 ちょっと気になるのは、先ほど御説明いただいた「財団法人住宅管理協会を巡る改革の動き」の右側の「独立行政法人整理合理化計画」の中で、この管理協会については、最終的に「都市再生機構との関係等について情報を公開し、透明性を確保する」という表現があるのですが、100%子会社というURコミュニティになったのだよという情報の公開は、具体的にどうやるのですか。

○白須リーダー 事業報告書には関係会社との関係については、毎年公開をしております。連結決算もいたしますし、会社の方のURに占める契約金額とか、そういったものも全て開示していく。

○石堂主査 そういう意味では、今までは機構にしてみれば、財団法人住宅管理協会は、当機構100%出損でありますと書いてあったものが、今度URコミュニティは100%出資ですと書くだけで、別に何か透明性が増すとかそういうことでもないのですね。

○白須リーダー そうですね。ただ、100%子会社化していきますので、利益が仮に出たと

しても、配当で吸い上げるという形でございます。全く全ての利益を配当でということではないのですが、多少会社としてのインセンティブが働くように一定のルールは決めるのですけれども、株式会社ですから、本来であれば利益を目的として運営するところではあるのですけれども、ある意味特殊な株式会社と言いましょか、仮に利益を上げたとしてもきちんとURに還元し、外部流出はしませんよと。URの仕事自体は、お客様から家賃収入を得て、その家賃収入の中からいろいろなものを管理していくのですが、それが株式会社で第三者に流出するというのではなくて、100%子会社化することによって、それもURに還元をしていくことを目的として、100%子会社化としているという次第でございます。○石堂主査 そういう意味では、今まで住宅管理協会は、業務を通じて内部留保があったのですか。

○白須リーダー 財団法人ですので、配当で還元という形をとれなかったものですから、内部留保していただく。公益法人ということで、何かしらいろいろなものをURに寄附するなり、そういった形の還元の仕方をしたのですが、もう少し透明な形で還元をしていこうということでございます。

○石堂主査 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本契約変更についての審議はこれまでとさせていただきます。

事務局は何かございますか。

○事務局 特にございません。

○石堂主査 それでは、本件につきましては、本日の審議を踏まえ、主査である私から監理委員会に報告させていただきたいと思えます。

本日は、どうもありがとうございました。